

609-360



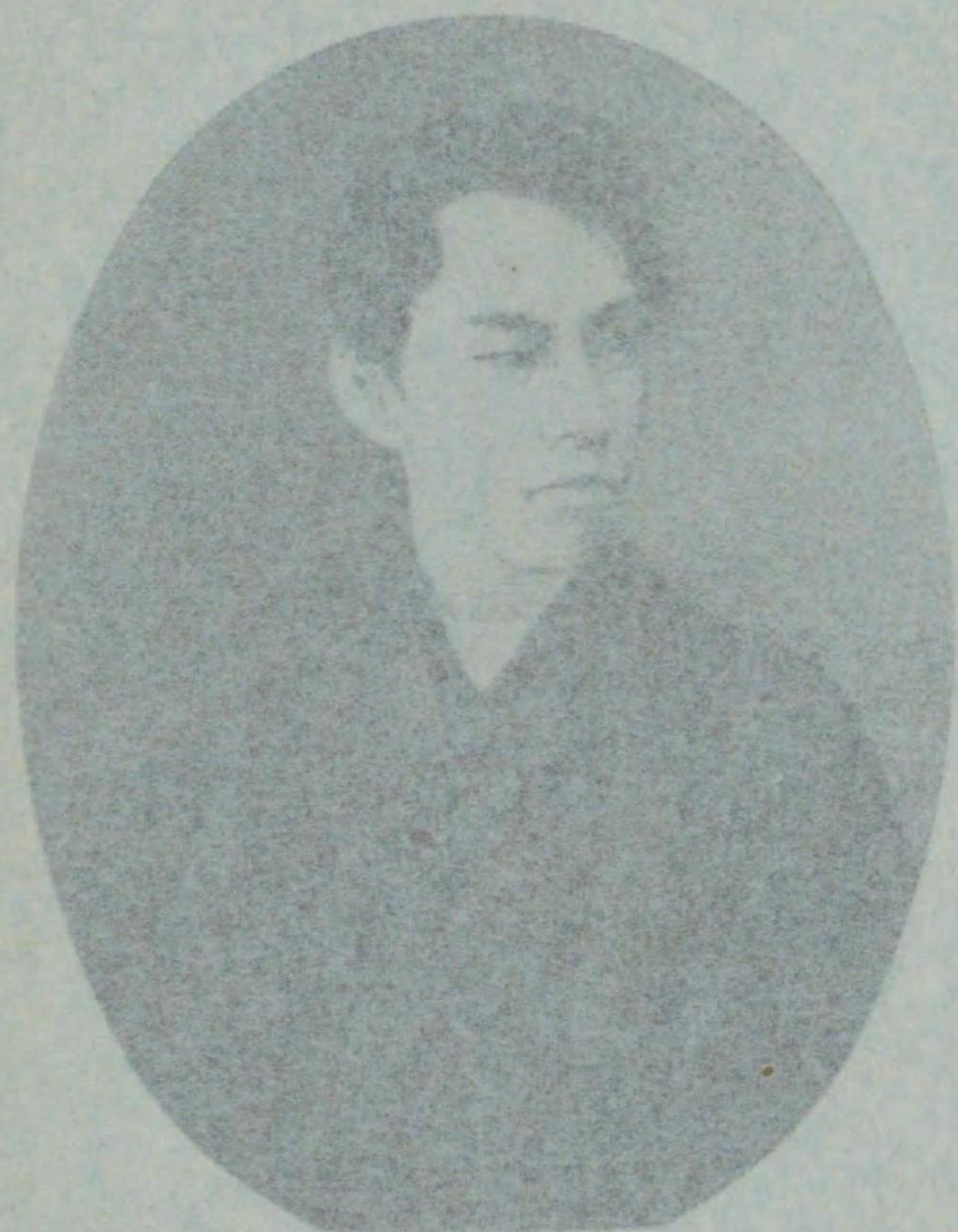
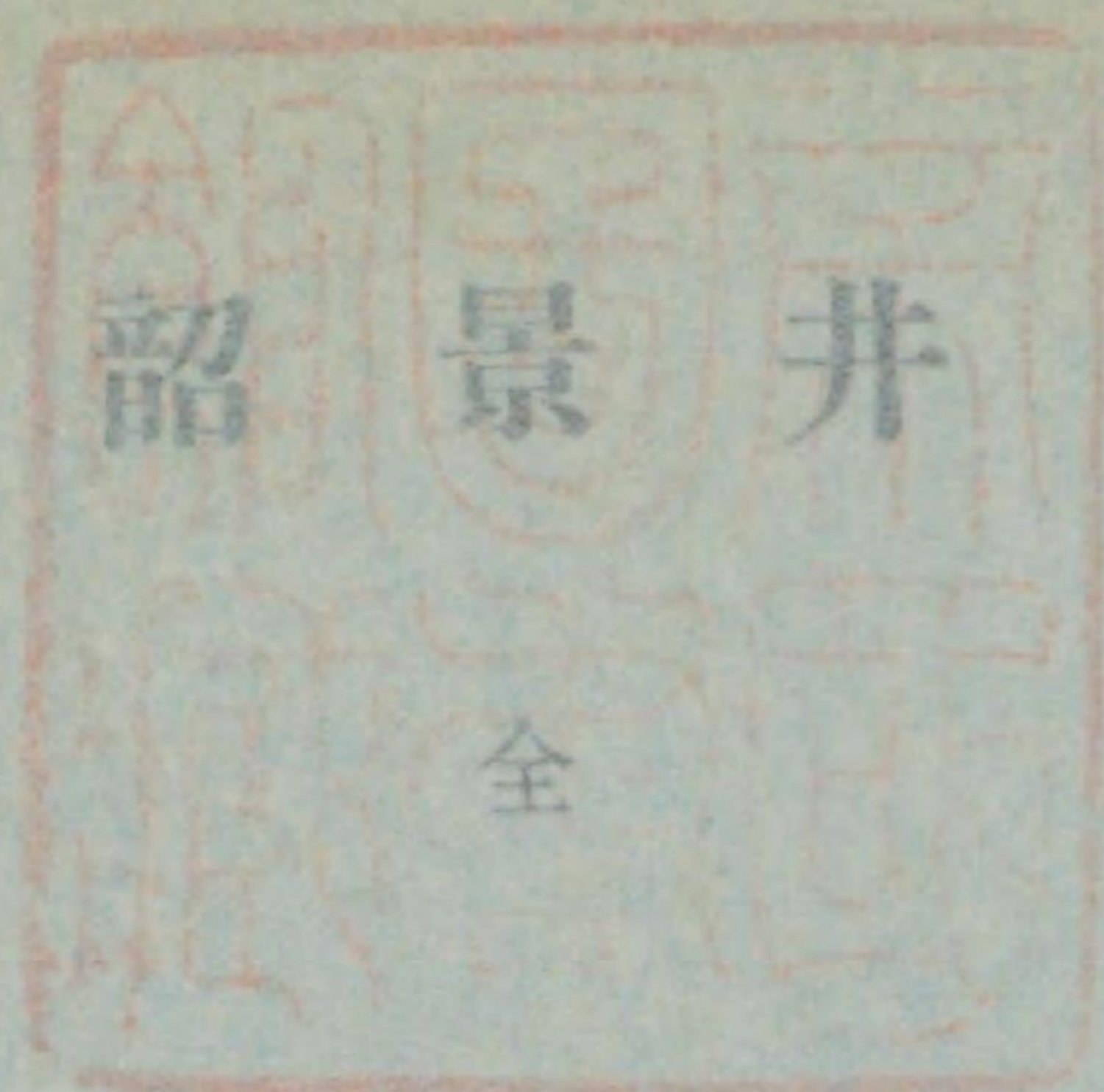
1200501533974

赤井景韶傳

全

隨題隨記隨刊
乙二

赤井景韶傳

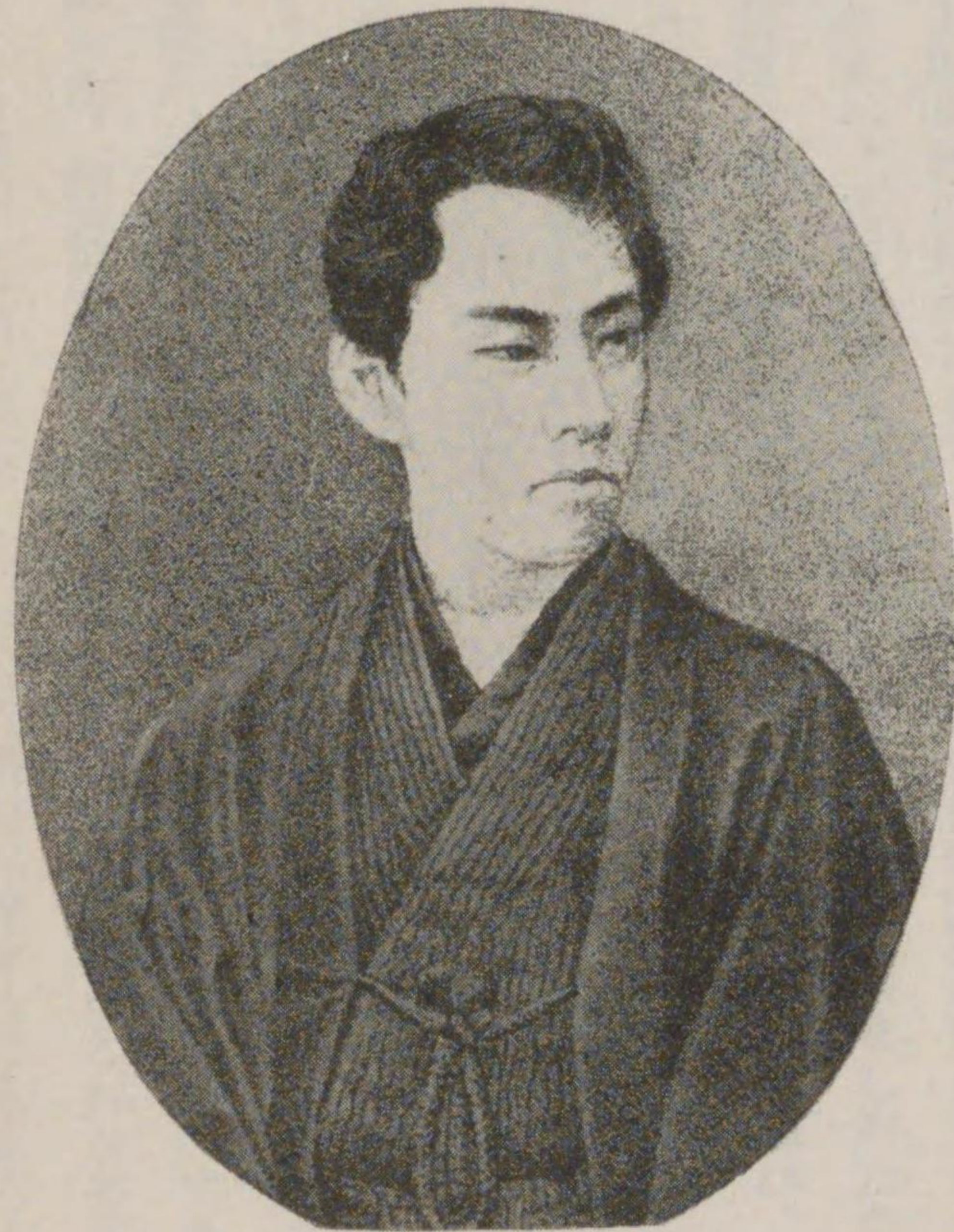


傳



赤井景韶

全



緒言

今より十年ほど以前、或る編纂物の材料として、日刊新聞『自由燈』に連載された『檐の春雨』即ち赤井景韶傳を採録する事に決定し、其挿繪十九個を精密な寫眞凸版に複製せしめたが、事故があつて其出版を中止し、爾來其製版を筐底に納れてあつたが、廢棄するのも惜いと思ひ、今回單行本の一として發行する事にし、それに「補遺」を加へたのである

明治十九年七月出版の飯田熊治郎編輯『近代悲憤烈士傳』といふのがあり、米國大統領のワシントン佛國共產黨首領のビゴ、此二人に日本の赤井景韶を加へたもので、三人を世界的烈士としたドエライ推舉であるが、其赤井景韶傳は該書の序文に「艸のや子の友某氏が曾てものしつ某ニユースに出されしもの」とあつて、其本文は『檐の春雨』そのまま、只挿繪を悉く除いたものである、該書の口繪に寫眞石版で華盛頓君、美豪君、赤井景韶君と署して三人の肖像を添へてあるが、其一を複寫して本書の巻首に轉載した、警視廳が全國の警察署へ配布した寫眞はこれか否か不詳

「補遺」の取材中、甲新聞と乙新聞との同じ記事で、地名人名の相違せるのもあつたが、取調べて一定にしたのもあり、不明なのはそのままにして置いたのもある

昭和六年十月二十六日

目次

檐の春雨……(自由燈所載全文)……………一

天誅黨の主謀者としての判決文……………四二

高田國事犯一件は密偵の虚構……………五二

遁竄半ヶ年間の生活状態……………五七

破獄逃走殺人としての判決文……………五七

檐のきの春はる雨さめ

日刊新聞 自由燈 所載

自明治十八年四月七日(第二百二十七號) 至同月二十八日(第二百四十五號)

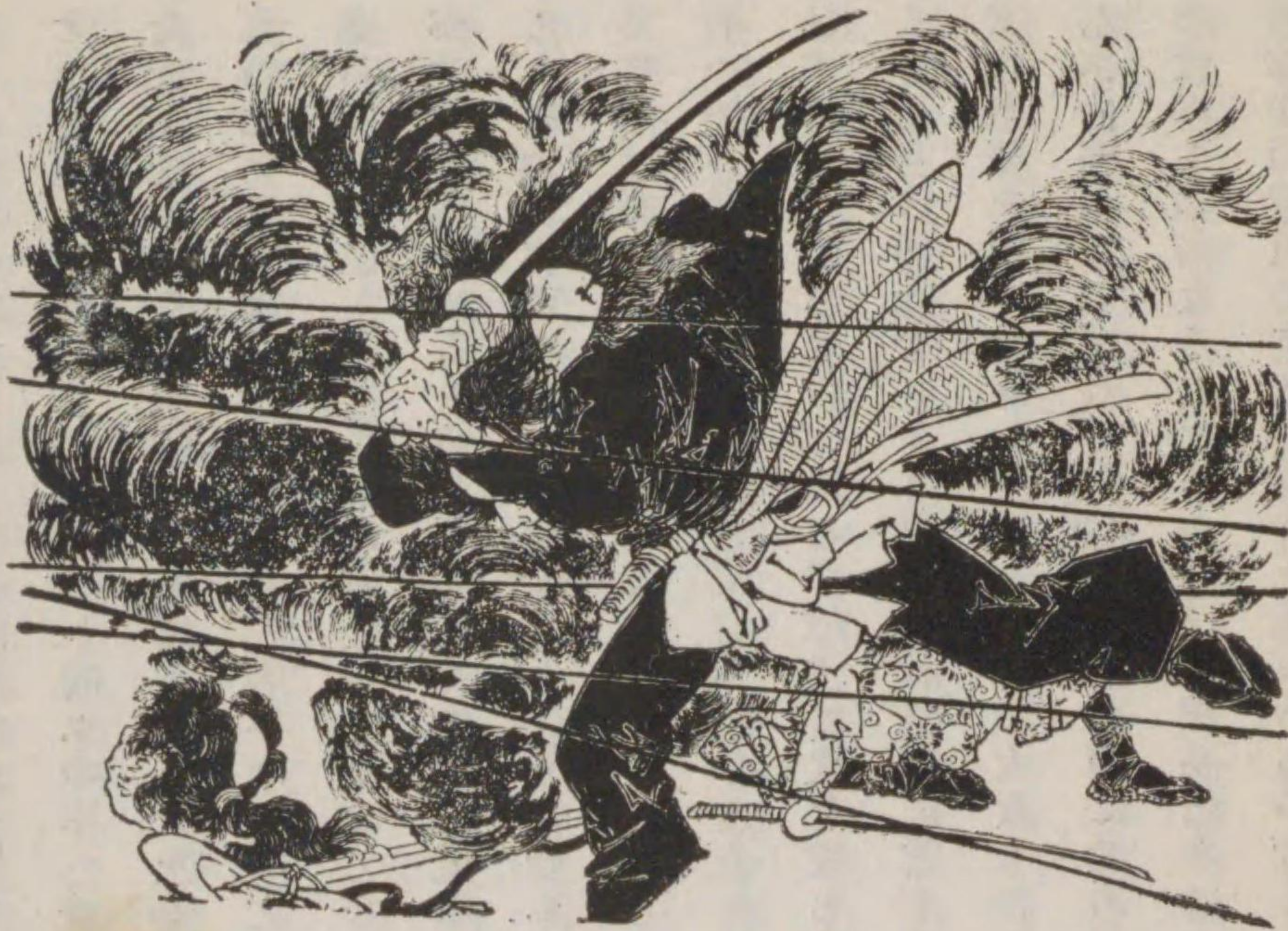
第一

亭午ていごの日も必らず傾かぶき既望かの月も遂つひに虧かぐ花紅かみに柳緑りりに鶯歌蝶舞の春去つて風寒く霜白く
 悲蟲ひしゅう哀雁あいやんの秋來あきる盛衰せいすい榮枯えいこは自然じぜんの理ことわりかや徳川幕府とくせんばくふの天下治極てんかぢごくつて亂生らんせいじ十五代じごの將軍慶喜公けいきこう祖宗そうそう
 三百年來相傳さんぱねんらいさうでんへたる政權せいけんを奉還ほうげんせしより伏見ふし見の一戦いっせんに續つひて上野かみのの軍起ぐんおこり王師おうし東征とうせい奥羽おくう七州しちしゅうは忽たちま
 ち修羅しゆらの巷ちやうと變かじたる就中しゅうちゅう越後路えつごろに向むかひし諸隊しよたいは早はやや鯨波くじらなみ驛えきを破やぶり進すすんで長岡城ながおかじやうを陥おとすれ勝ち誇たかつ
 たる癖くせきとして將士しやうし稍しやうその氣きを緩ゆるめつゝ宮下村みやげむらの本陣ほんぢんには晝夜しゆくゐの別わかなく酒宴しゆゑんを張はりて眉目まゆめ美みはしき土
 地の婦女にょにょ等を數かず多く伴ともひ來きり櫻栽おうざいゑたり軍ぐんをしたり此こゝが眞まことの大和たいわ武士ぶし愉快えきげき々々々々と献ささしつ酬かへへつ他愛たあい
 なき情狀じやうじやうなれば斯かくては味方あじかたの由々よしよししき大事だいじいつ賊軍せきぐんの盛さかり返かへして襲せむひ撃うたんも料りやうり難がたきに其そのの時とき
 物の役に立たはず大敗軍だいたいぐんに及およぶべしと心こゝろあるもの共ともは陰かげかに嗟嘆さたんする中なかに進すすみ出でて諫いさなむるものあり今
 や我軍わがぐん斯かくに既に長岡城ながおかじやうを乗取のりとりて廣ひろ袤まう凡たゞそ十有餘里じゆじゆりの山河さんか要害やうがいの處ところには防禦線ぼんごうせんを畫かせしゆる敵兵てきへい假
 令來あそればとて懼おそるべきにあらざれども長岡藩ながおかはんには一個いっごうの豪傑ごうてつ河井かゐ繼つぐ之助のすけと云いへるものあり先まきに我

軍の境に迫るや彼れ殊更に歎願書を總督に捧げ置き實は一藩の士を激まして一死我軍に當らんと日夜防禦の準備をなし會津米澤の兩兵を後援に忽然と戰端を開きし杯深謀遠慮あるものなれば再たび如何なる手段に出るかも豫じめ計るべからず然るに我軍は勝に慣れ英氣を養ふ爲めとは云へ酒宴に餘念あらざるは以ての外的事ならずや宜しく注意あるべしと言を盡し理を盡せど多寡の知れたる長岡勢況してや前日の一敗に勢ひ全く挫けたればいかでか再び盛り返して襲ひ來るの勇氣あらんといづれも諫を聽かずして益す／＼怠慢の色ありしが果せる哉六月二十四日の夜河井は會米諸藩の將と其の計略を謀し合せ自づから六百の兵を率ゐ間道に路を取り刀を背にし銃を手にし篋笠を被ぶりと農民の體に打扮ながら字八町沖と云へる沼田の中を潜りぬけ頓がて官軍の本陣なる宮下村に近づきし頃しも一天雲斷えて新月山の端にさし昇り且つ官軍の番兵が道に當りて篝火を焚き大聲に詩を吟じつ胸壁間に往來するを河井は見て令を傳へ一先づ惣軍を稻田に伏さしめ一と時餘り過す中空復た漸やく曇り來り月光忽ち雲に隠れて咫尺暗黒となりたりしかば天の與へと河井は起つて再び令を下すや否や總軍先きを争ふて宮下村に亂入したるに官軍頗ぶる不意を打たれ皆散々に逃げ走るを河井は得たりかしこしと直ちに信濃川を飛渡り案内知つたる事なれば此所に顯はれ彼處に隠れ百方官軍を掩撃するにぞ官軍は周章狼狽するもの數を知らず參謀山縣狂介が本陣の不虞に備へし奇兵隊二小隊のみ漸やく迎へ戦ひし其の他は佩刀をも擲ちて蘆荻の中に潜伏し僅かに一命を拾ふもあり

總督宮も亦之れが爲め一時は餘程危ふく見えさせたまひしが辛うじて舟に召し向ふの岸へ着きたまふ此の役や長岡勢は官軍に占められたる墳墓の地を取り返さんと進撃せし戦ひなるゆえ勇氣日頃に百倍し凜然たるのみならず兼ねて官軍が酒宴の相手に入り込み居し婦女等が皆掩撃のことを知り官軍の兵士に媚びて十分酒を勧めけるに敵は數里の外に在りとして固より安心せし折柄一杯一杯又一杯酔を盡して打ち臥したるを窺ひすまして或ひは自づから戸障子に火を放ち早くも河井に通知せしより河井の計略圖に當り非常の奇勝を得たりとかや斯る官軍の大敗もあらんかと痛心して河井の侮り難きよし前に諫めたるは抑も如何なる人なるか此は當國高田の城主榊原氏の家臣にて赤井喜平と云へるもの者なり





第二

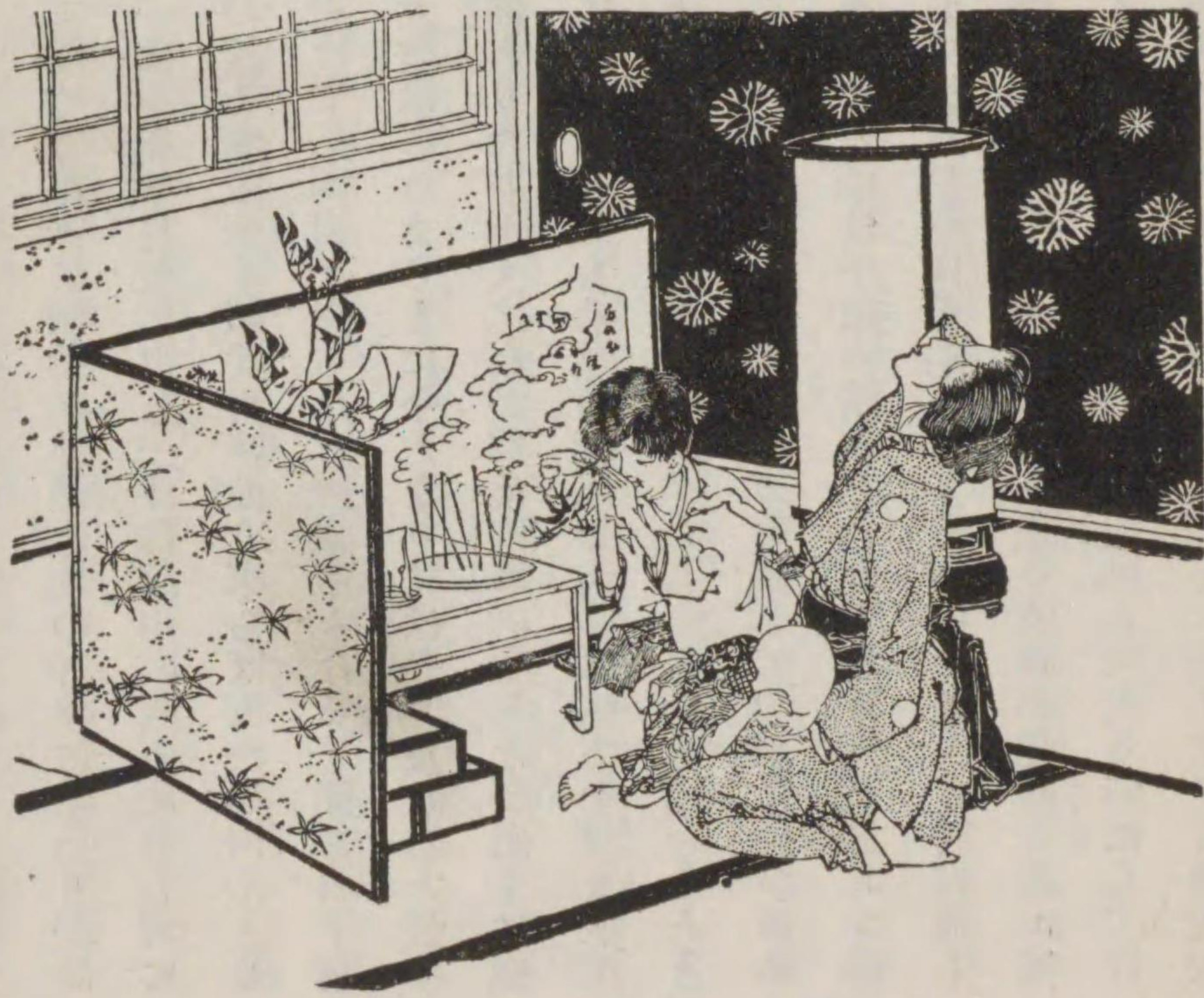
元來彼の越後高田の城主榊原式部大輔政敬と云へるは其先徳川家の四天王と稱せられ井伊、酒井、本多の三氏と並び立ちし家柄なるゆゑ幕府との縁故淺からず所謂股肱の臣下にして世に著るしき長州征伐にも井伊家と共に其の先鋒を命ぜられしことありしほどなれば先きに伊達慶邦の奥羽參謀世良修藏を福島に殺し上杉齊憲、南部利剛、佐竹義堯等以下二十有七藩が白石に會盟し相連衡して會津を援けんとするや榊原家に於ても隣藩長岡の城主牧野忠訓等の如く遠く之れに應ぜんとするの議ありしかど長州征伐の終りし頃より幕府の大いに天下の望みを失ひしを覺り居りしのみならず藩士の中或ひは頻りに勤王論を主唱せしより一藩茲に

意を決し大義親を滅するの舉動に出て越後路の官軍に加はりしは榊原家の歴史上美はしき事跡にて當時赤井喜平等も亦た與かつて力ありとぞ却つて説く官軍既に賊將河井繼之助の計略に陥り長岡城を取り復されしかば漸やく其の敗兵を收めて一は榎嶺妙見坂に屯し一は信濃川の西南に屯し河に沿ひて塞を築き防禦の用意怠りなけれども大敗の餘士氣阻喪し賊兵再び薄り來らば復た如何んともすべからざる頼み少なな形勢なれば一旦兵を卻ぞけて三國嶺を守らんと評議區々なるを聞き喜平窃かに思へるやう前に我が諫めを容るれば斯かる大敗はあるまじきに今となりては是非なきこと然りながら我が軍尙ほ目に餘れるの衆多なれば一挫ありたりとて之れが爲めに軍機を失なひ退くは極めて不可なり如かず進んで前敗の償ひを計らんにとは折りしも參謀山縣狂介大いに味方を激まして喜平が思ふところに違はず我れ若し一步を退くときは則ち賊勢を加ふべし若し一步を進むるときは則ち賊計を沮むべし況してや東山道より進みし官軍既に白河より地方を略して奥羽に向ひ攻め入りしと聞きたれば顧ふに賊は後を顧み久しきを持する能はず諸君請ふ之れを勸めよ渠れ必らず勝に狙れ稍懈るの色あらん其の際に乗ぜんに一舉して復た長岡城を陥るゝを得べきなりと言詞激しく令を傳へ取つて返して妙見口より賊陣を襲ひ撃つにぞ喜平は大いに勇み進み官軍の先鋒と共に城外に迫りつゝ火を放つて斬り入りければ案の如く賊兵は前夜の勝に心怠り偃臥し居たる時にして俄然官軍に盛り返され上を下へと騒々擾々喜平等益す／＼吶喊し右に切り立て左に薙ぎ立て奮撃突戦

瞬く間賊兵を走らせて再び城を乗取りつゝ、賊將河井を討ち取りしが憐れむべし赤井喜平は此の戦ひに重傷を被ふり遂ひに果敢なく死したりける

第三

命葉早く落ちて北邙の露に伴ひ容華空しく隠れて東岱の烟に交はる恩愛の昔しの朋は留つて尙ほ有り飛揚の夕べの魂は去つて何くに之く一とたび別れて再び見えざるは何爲れぞ隔生の謂ひなり偕も赤井喜平は運拙くして長岡城の戦ひに重傷を被ふり忽まち亡き人の數に入りたりしが此の喜平は過ぎつる年或る方より妻を迎へ夫婦交情最も睦まじく三人の兒を擧げ長男を景韶と呼びて其の折はまだ八九歳のころかとよ然るに今斯く喜平が討死したり



との報知を得て母子四人は茫然と餘りのことに肝潰れ泣くに涙のあら痛まし古へより武士の習ひとは云ひながら斯くまで御武運拙なかりしか實に定めなき世の中やと云ふて返らぬ繰り言も恩愛の情迫まり來て胸をいため腸をたちまち其處に平伏しつゝ絶入るまでに嘆くこそ最と道理と知られたれ然であるべきにあらざれば妻は我から氣を取直し所天が遺物と戦地より知る人の届けくれたる髪を棺に收め入れ菩提寺へ送りし上方の如く埋葬し水を供へ花を薦めその亡き魂魄を弔らひぬ然らぬだに饑けくあらぬ赤井の家政此の度の不幸より日を経るまゝ貧しくなれば是非なく衣類諸道具を賣り拂ひて金子に代へ世間の義理やら左に右と其の心を盡すものゝ固より軟弱き婦人の手一つ廻り兼ねたる瘦世帯肌擘く冬の夜も寒さを凌ぐ一と重衣金を爍す夏の日も汗ふく間のあらばこそ晝は終日夜は終宵手内職して母子四人がかつ／＼その口を糊し心細くも昨日今日その歳月を送りしかど何を云ふにも長男の景韶がまだ幼なくして手助けとならざる上に尙ほ二人の小兒等が世話而倒の斷間なく足はぬ勝ちの憂き苦勞殊に世間の童子輩が見る影もなき景韶の貧窶の容態を賤しめ嫌ひ交はり遊ぶものなきを幼な心に景韶が我れにも父親の在すならば斯ることはあるまじものをと嗟嘆するを見聞く度母は猶更ら悲しさの胸も張り裂く無念の涙如何にもして景韶を早く成長させんものと千々に心を摧き居たる當時の情状ぞ憐れなりける

第四



未だ醒めず地塘芳草の夢階前の梧葉已に秋聲實に光陰は百代の過客匆々として暫らくも留まらず去歳と暮れ今年と立ち早や赤井景韶が十五の曆頭とはなりにけり然るに景韶は生れ得て英敏伶俐の性質にしあれば老母を慰さめ幼けなき弟妹を慈しみ内職の手傳より衣食のことまで彼れ此れと自づからなる孝悌の心は業に表はれて最と眞實やかに働らくにぞ老母の喜び窮まりなく憂きが中にも憂きことを少しは忘るゝ便宜あり我が兒の行く末頼母しく尙ほ只管成長を待つ間程なく又た一年景韶が十六の其の春を迎へ得て先づ安心と落ち着きし氣の緩みにや老母は年頃積る辛苦が媒介せし病の忽まち發り來り終ひに枕に就きたりしを假初のことゝ思ひの外快よからぬ長煩ひ蜀魂啼く夏を経て蟲の音寒き露霜の秋もいつしか過ぎゆけど絶えて藥餌の効驗も見えず人は病ひの器とは云へ頼み少なき容體に景韶が悲痛如何ばかりか片時も膝下を離れず種々の介抱看護或る時は人の

噂さに何某と云ふ醫師が巧者ならんと聞き傳へ北國の常として秋の末より降り續く空の吹雪の小歇みなく風がもてゆく破れ傘の骨まで凍る寒さを侵しイデ其の醫師を迎へんと老母が病ひの間を幸ひ直ちに我家を立ち出て數里隔てし村里へ甲斐々々しく赴むくなど頻りに心を盡すものゝ何を云ふにも貧苦の中藥の代まで煎じ詰め思ふやうには手の届かぬに景韶は嘆息しつ世に我が身ほど薄運の者は復たあらざるべしと熱涙に沈み居しが我れと心を勵まして一方にては活計の工夫し又一方にては老母の看病し辛苦艱難撓まざる眞心の通じたるにや有繋に難治と見放されたる老母の病氣も容體直り薄紙を剝ぐ如く日を重ね月を積み快方に向きて今は早や藥を廢め床を離るゝに至りければ景韶の喜び一と方ならず天へも昇る心地せられ是れよりは諸共に内職を勵みければ稼ぐに逐ひつく貧乏なし母子が丹精漸やく顯はれ遂に相應に暮すまで家政を回復したりければ景韶は茲に初めて書を讀むの餘暇を生じ年々の花事心に關せず種々の風情意を著せず青燈の下卷を披ひて古今の英雄を友とし居たり

第五

此の時より數年前奥羽亂定つて天子都を江戸に遷したまひ東京と稱せられ續ひて函館の賊平らぎし以來藩を廢して縣を置かれ士民同等の制も亦た定まりし後紙幣の發行、學制の頒布、徴兵令を施し改定律を立る等世運の進歩するに隨つて社會自づから多事ならざるを得ず年を経ざるに前參議副島

種臣、後藤象次郎、板垣退助、江藤新平、
等が民撰議院の設置を建白し議論紛紜一時
朝野を聳動す程もなく征韓の議起り遂に佐
賀の役となり臺灣の軍あり江華灣の事あり
熊本、山口の亂あり其の翌明治十年二月十
五日薩南の亂忽まち發す初め西郷隆盛王事
に勤勞し功を以て陸軍大將となり參議を兼
ね位正三位に至り桐野利秋、篠原國幹も亦
た陸軍少將正五位となり共に人臣の榮を極
む然るに隆盛嚮きに征韓論の容れられざる
を以て參議を辭し利秋等と退いて其の縣鹿
兒島に居ること此に四年折しも警察吏中原
尙雄等伺察の爲め縣地に歸省するあり方言
伺察と刺殺と音相通するを以て隆盛等因つ
て尙雄等が政府の密旨を奉じ來て吾黨を暗



殺すると飛語し之を捕へて拷訊數回強て其の罪に伏さしめ縣令大山綱良をして爲に書を作り各府縣
及び鎮臺に告げしめたる上先づ櫻島なる陸海軍所屬の銃器彈藥を掠奪し子弟一萬五千を發して分つ
て七軍となし政府に向つて詰問するところありと稱しつゝ新政厚德の旗を眞先に押立て三太郎山の
險を越えて直ちに熊本城を圍みしより天下震駭人民堵に安んぜず朝廷乃はち有栖川熾仁親王に勅の
りして征討大總督の節刀を授けたまひ山縣陸軍卿、河村海軍大輔を參軍とし近衛鎮臺の兵を發して
之を討たしめたまひ又別に黒田陸軍中將兼開拓使長官に命じ北海道の屯田兵を率ゐて海路八代に赴
むき山田陸軍少將兼司法大輔、川路陸軍少將兼大警視、高島陸軍少將、等と隆盛等の背後を衝かし
めたまふ此は是れ別動隊たり然れども隆盛等の兵勢益すくゝ猖獗官軍之れと木葉、田原、植木、等
に戦ふ十餘日間十七次戦ふ毎に彼我接近し相距ること僅かに三四間互ひに其の面目を看認むるばか
り日に費やすところの彈丸二十五萬發より四十萬發に至り大砲十二門も亦た一千發に超え近傍諸山
に繁茂せし矮松其の彈丸の爲めに撃ち折られ忽まち禿山となるまでに激戦烈闘なしたりしに隆盛等
猶は屈するの色なきのみならず越知彦四郎、増田宋太郎等相續いて福岡、中津、等に兵を擧げ之れ
に應じたるの報あり有繫に勇猛なる官軍も未だ全く勝を制するに至らざる趣き日々の各新聞紙上に
見えたる折柄赤井景韶は年齢已に十九獨り書窓の下に坐し月に清光あり花に陰あり春宵一刻價千金
の好景にも心を留めず慨然として一々其の新聞を閲し居し後果して如何なる話頭が起るかは次へ書

第六

時しも朝廷令を各府縣に下し薩兵征討の援軍として巡查を徵募し新撰旅團を編制することあり先きに戊辰の役起るや薩州人の命を奉じて東向するもの最とも多く奥羽諸藩之れが爲めに撃ち破られたるの舊恨骨髓に徹して忘るゝ能はざるに隆盛等這回兵を鹿兒島に擧げ熊本城下に亂入せしと聞き會津、仙臺を始めとし加賀、能登、越中、三國の士皆軍に従はんことを願ひ居たる際なれば欣然として徵募の令に應じその老衰役に堪へざるものは銃砲及び金圓を獻じて軍資となすあり人氣自づから振ひ立ち舊高田藩士の如き薩州人に遺恨なきものと雖ども亦た其の人氣に鼓舞せられて徵募巡查を出願し新撰旅團に入りしもの殆んど三百五十人の多きに及ぶ情狀なるを景韶は見聞して我れ多年家に閑居し朝夕書帙を繙きて粗古今の事跡に通じ治亂興亡を詳悉したれど未だ砲烟彈雨の中を奔走周旋せしことあらぬは遺憾とせしところなるに時節到來今ぞ我れ膽を練り勇を養ふ好機に會ふを得たりけり人々と諸共に征討の軍に従ひ運よくば千載の名を轅門えんもんに博せんと奮然と決心し老母に其よしを語りて暫しの暇を乞ひけるに有繫きずがは喜平の未亡人喜んで之を許し父上は軍中に花々しき死を遂げたまひて武勇の譽れを残したまひき汝も亦た其の子なれば父上に劣らざる功勳を戦地に樹て名を後の世に傳へよかし未練卑怯の舉動なせぞと懇ごろに激まされ景韶いよ／＼心勇みて直ちに巡查を



志願しつ撰に入るを得たりしより久しく匣底かていの塵に委したる太刀を俄かに取り出し其の錆を拭ふなど支度全たく整ひたれば老母のことを妹に頼み頓がて數多の人々と高田を遠く出發し長亭短驛幾十里山又た山の花誘ふ風も荒井の里過ぎて暮れゆく春に大田切、小田切坂の橋を越え心も急ぎに關山や關川ゆけば池水の流れをのぼる野尻宿、柏原を跡に見て牟禮と長野もいつの間にか鞭聲肅々夜渡る川中島に千兵の大牙を擁せし昔を懷ひ屋代、上田を早通りて小諸、追分、輕井澤超ゆる碓井の坂本驛、錦を飾り故郷に歸る其の日を松井田より高崎を経て端もなく東京城に着きたりけり

第七

然る程に赤井景韶は新撰旅團の司令長官陸軍少將東伏見嘉彰親王の命に因り同團の人々等と間もなく東京を出發して薩南に馳せ向ひぬ此時に當り衝背の官軍既に

熊本に到達し隆盛等前後齊しく敵を受けては支へ難しと諸軍を撤し川尻の本營に火を放ちつ圍みを解きて引退ぞき官軍城中との聯絡を茲に漸やく通するを得糧食彈藥を輸送したり是れより先き隆盛等の將さに熊本に向はんとするや其の弟小兵衛進み出で、云へるやう僕敢て異議を献ぜん夫れ孤軍を懸けて天下に抗す宜しく奇を出して以て勝を制すべし今の計ごとを爲すに先づ精兵數千を率ゐ汽船に乗りて長崎に駛せ到り夜陰竊かに岸に上り一隊は速かに縣廳を襲撃せしめ一隊は火を兵營に放つべし該港必らず立どころに陥りて千百艘の敵艦ありとも之れを救ふに由なからん是れ所謂疾雷耳を掩ふに暇あらざるもの長崎にして斯く既に陥らば營に官軍の衝を斷ち上國の援を塞ぐのみならず金穀彈藥も亦た自づから給すべし熊本鎮臺之れを聞き直ちに救ひを出さざるを得ず其の兵の出づるを俟ち我れ徑して川尻より進んで熊本城を圍まば城中必らずおどろき慌て防禦の術あらざるなり我れ能く長崎を陥し我れ又た熊本を取らば則ち筑豊諸州響應し復た双に血ぬらずして西海忽まち定まらんと隆盛等之れを不可とし兵には聲を先きにするものあり我れ今大軍東に上ると聲言す熊本鎮臺は將さに風を望んで潰え散すべし且つ海戦は我が長ずるところにあらず長崎又た寡兵の能く守る所にあらざれば若し敵艦の腐り至り一たび攻め取られんには我が兵氣大いに挫けん如かず我れ全軍を率ゐ陸地より整々堂々鼓噪して進まんにはと云ひ張りて小兵衛の言を遂に用ふる能はざりしは官軍の一大僥倖當時小兵衛が計ごと隆盛等に聽かるゝときは官軍危ふかりしかや却つて説く景韶は

同團の人々と共に軍艦に打乗りて薩南の加治木に着し夫れより鹿兒島の城に入りしが薩兵城外に出沒し壘を連ね營を設け漸く城下に迫り來るを五月五日の戦ひに景韶等吶喊して大いに之れを撃ち破る其の砲火市街を焼き加ふるに隆盛等が妻妾等數十人雄々しくも團結し薩兵に聲援して官吏の邸宅を焚きしよりさしも繁華の鹿兒島市街も茲に至りて大半は空しく灰燼となりしと云ふ

第八

尙ほ説く景韶は人々と諸共に薩南に滞陣して激戦奮闘日を送るうち其の年も早や九月となり隆盛等官軍の爲めに各地に敗られ復た奈如んとも詮術なく残る五千の兵士を率ゐ走つて鹿兒島に歸りし以來諸道の官軍其



處に集まり大に警備を嚴かにし竹柵を結ひつらね薩兵の巢窟なる城山を環圍しつ日夜砲擊斷間なく殺傷無數薩兵の降擒轅門に相繼ぎて勢ひ次第に窘蹙し其の據有するところのものは僅々一里四方に満たず隆盛等是に至りて事遂に爲すべからずと或ひは金幣時辰器の類を窃かに其の家族に送り或ひは沐浴衣を更め以つて戦死の計を爲し同月二十五日を期し花々しく一戦せんと準備する事の次第を官軍諜して知り得たれば期に先だつ一日即ち二十四日の黎明に官軍四面より襲ひ撃ち薩兵遂に大いに亂れ薩將村田新八等忿怒のあまり揚言して逃るゝものは直ちに斬らんと立どころに四人を斬る衆竝に必死を期し官軍を邀へ戦ふ時に隆盛岩崎谷の壘にあり安村陸軍中尉兼三等警部之れを認め急撃して銃を奪ひ之れを擒にせんとせしに却つて爲めに傷つけられ逡巡の間だ人あり來たつて隆盛の首を刎ね何處ともなく持ち去りぬ其のとき桐野利秋等皆壘中に相集り共刺して死したりしかば二月より九月に至るまで半歳餘の久しき間天下の兵を引受けて勇猛慄悍を極めたる薩兵も憐れむべし其の馬已に僵れ其の劍折れ骨を埋めし故郷の山漸々たる秋風に空しく鬼哭の聲を留め薩南全たく平定せしより景韶等人々と東京に凱旋し先づ取り敢へず其のよしを高田なる母は勿論妹に音信したる後旅團も已に解かれたれど尙ほ故郷へは歸らずして東京に留まり居る中翌くれば明治十一年の五月十日四日大久保參議參朝の途に於て島田一郎等六人の刃にかゝり薨去され尋いで一郎等斬に處せられ其の年の六月又た去年より入獄せし陸奥宗光等の處刑あり八月二十三日には近衛砲兵夜に乗じて竹橋



の兵營に暴舉せし事ある等何となく景韶が胸中悲憤を催しつゝ是れよりは身自から憂世愛國の士を任じ明治十四年歸國の上代言の業務を執りて人民に利せん爲め法衙に出入し居たる傍山水を跋渉して此所彼處を巡回し同志同感の人を尋ねて共に國事を語合ひ居たり

第九

偕も赤井景韶は故郷高田に歸り來りて其の代言の業務を執りし傍ら遠近に奔走し同じ憂世愛國の人士と相交り居たりしが此の折しも社會人民稍卑屈の夢醒めて政治思想の歩を進め去年の春各地の志士が大坂に會合し土佐の片岡健吉、福島河野廣中を總代として明治初年の大誓同八年の聖詔を擴充あらせられ全國の代議士を召集して國會を開設あらせられんとを朝廷に請願せん爲め上京せしむるの事あり秋又

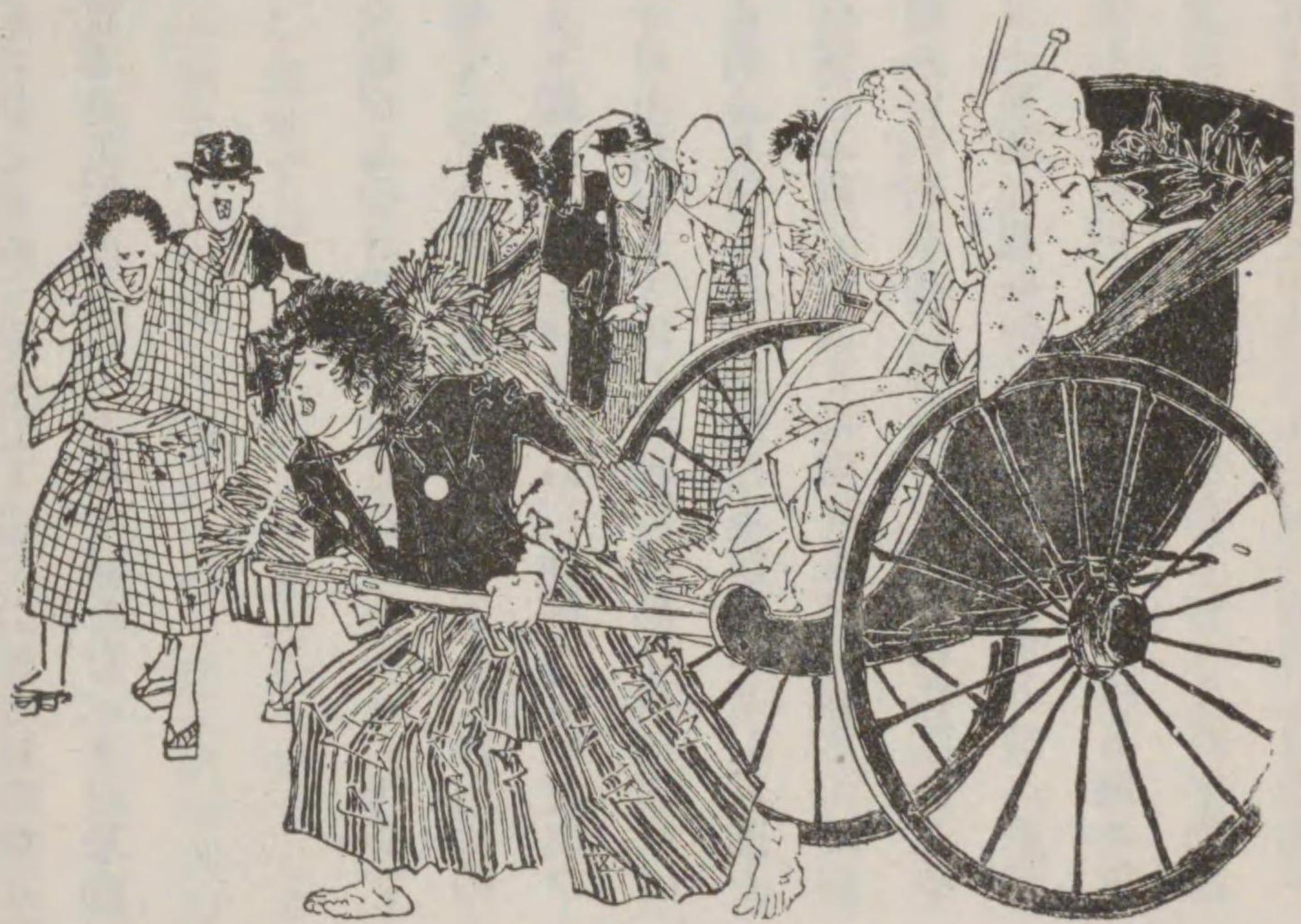
た東京に會合して國會期成同盟會を組織することありしのみならず諸州の同請願總代人等陸續太政官門前に出頭せしことありし以來政治思想は次第に熾んに今年となりては牛牧ふ童薪樵る翁さへ國會の二字を見慣れ聞き慣れ暗記するに至りしかば景韶は勇み喜び猶ほ誰れ彼れと前途の事を計畫する中其の年七月世に知られし開拓使官有物拂下げの一大事件の生じ來り新聞に演説に天下の議論囂々と暫らくは聲を斷たず尋で其の取消の令下りしと同時に又た十月の十二日天子未曾有の英斷より詔して明治二十三年を期し國會を開くことを有衆に諭したまふ是に至りて彼の東京に置かれたる國會期成同盟會も其の稱を改めて自由黨となりたりしは我邦政黨の嚆矢にして越後地方に於ても亦た此年の十二月頸城三郡自由黨の組織あり景韶は首として之に加盟しつゝ黨務に盡力し居たりしところ翌明治十五年七月忽まち朝鮮の暴民等が勃發して我が公使館を襲撃し花房公使水野大尉等援を乞はんと圍みを突き觀察官に到りしかど寂として更らに人なく又た王宮へ赴むきしに其の門扉厳しく鎖し應ずるものあらざりしかば是非なく去つて仁川に落ちのびしを暴民等復た再たび追ひ來たり公使等衆寡敵せんやうなく身を脱して月尾島より近海を測量する英國の船に投じ長崎港へ歸りしにぞ朝野頗ぶる騒然たり其のよし早くも越後へ傳はり志士等大いに憤激し政府に向つて速かに問罪の師を出さんことを建言せんとする中にも景韶は衆に軼すれて慷慨の念抑へ難く直に義勇兵を團結し從軍を請はんなど日夜周旋する場合同黨中にも出師のことを不可とするの議論あり且つ朝廷は花房公

使を問罪の使ひとし再たび朝鮮に赴むかしめ程なく本約六款と續約二款を訂し得て公使等は歸朝せられ事全く已みしにぞ景韶は故郷を出でず依然黨務に従事せしが間もなく甚はだ怪しむべきの舉動をなすの話頭あり

第十

既にして越後各地の志士等皆な長岡に相集りその懇親を結び且つ計畫するところあらんと一大會を開くことあり景韶は其の會にて巡回委員の一人に選舉せられたりしかば近郡を巡回して高田に歸りし程もなく密かに期するところやありけん兼ねて最とも深く交はる同黨中の一俊秀井上平三郎、風間安太郎の兩人と人知れず新潟へ脱走せしは十五年十月上旬のことにして實にや思ひ中にあれば其の色外に顯はるゝと云ひしに洩れず景韶等三人は脱走前より何となく悲憤なる情狀ありしと聞かからに青年血氣の常として社會境遇に刺激せられ慷慨の情己み難く天高く地廣きも身を容るゝに堪へざるまで自づから切迫し易水の風寒からねど去つて還らぬ荆けい軻かを慕ひ博浪沙上の鉄椎に張良を學ぶが如き過激粗暴のことありては容易ならざる次第なりと風間の親戚何某と今一人が取り敢へず景韶等三人を連れ返さん爲めその後より直ちに新潟に到りしところ折能く三人に邂逅であひしより漸々故郷に伴なひ歸りぬ斯くて景韶は同黨中の牛耳を執る人々が考へから將來再たび怪しむべきの舉動なきやう懲戒せんと森文次郎氏へ預けられしが景韶はそれよりして心中快よからぬにや但しは新潟へ

赴むきし當時の事情を掩はん爲めにや忽まち狂癡の風を現はし或る時は往來繁げき市街の中を彷徨ひ歩き哄然と笑ひながら其處彼處に累々たる馬糞を攫み舌打ち鳴らして左も甘さうに食はんとし又た或る時は人力車へ按摩針治の盲人を乗せ銅盥を敲かせつ身は破れたる蓆を被きて愉快々々と高く呼はり高田より二里許直江津なる中島の妓樓酒亭へ輓行くなど頗る奇異の行爲して月日を送る折しもあれ翌明治十六年の空も長閑き花見時歌ふ鶯舞ふ胡蝶水村山廓美はしき景色の中に群れ遊ぶ人の心に引きかへて景韶は恐るべき陰謀を企て居たりと井上、風間兩人諸共警察署へ捕縛せられ他の人々さへ拘留の一騒動の起りしは世に謂ふ高田の疑獄なるが景韶は人々と日々審廷に呼び出され數回の訊問を受けし末他の人々は無罪の事の申し開き相立ちて青天白日自主自由の身となるを得たりしも景韶は陰謀の證跡現然たりしと見え井上、風間兩人と遂に高等法院へ護送さるゝ



なるを得たりしも景韶は陰謀の證跡現然たりしと見え井上、風間兩人と遂に高等法院へ護送さるゝことゝはなりたり

第十一

然る程に赤井景韶は井上、風間の兩人と共に高等法院へ護送さるゝの事となり今日故郷を立ち出づる身は縛めの憂き縄目仰ひで春日山を望めば殘雨漸やく晴れたれども遠別の涙は尙ほ乾かず俯して信濃川に臨めば流水長く清けれども不幸の罪は洗ふに由なし有繋の壯士も愁恨の其の胸臆を縈ひ來て黯然愴然堪へ難き感情を催ほすならん斯くて景韶は彌々高田を發足するに及び同黨の人々始め老母少女に見送られ早や市街外に來かゝりて或茶店に休憩の機會好しと老母は近く景韶の側に寄り涙ながらに諭すやう古へより國を憂ひ世を慨く人々の誤つて法律に觸れ縲綫の耻辱に逢ふはめづらしからぬことながら念ひきや汝も亦その數に入らんとは然れども汝の身の上に眞實犯せる罪科あらば政府の手數を煩らはさず潔よく處分を受けよ母と妹を思ふのあまり女々しくも包み隠くして免がれんとするやうな不心得のなきやうにと言葉健氣に聞ゆれども聲自づから咽び來る老母の悲しみ況して又た景韶が心の底は如何ばかりかと察しては果てじ嘆きを餘處にして母子の別れを急ぎ立つる無慈悲は却つて慈悲ならんと警部巡查は景韶を右左より促がされ盡きぬ名残りは惜しけれど然らばと是非もなく涙目睫に支へ茶店を出で、尋常去國尙悲傷。況此囚中別阿嬢。と口吟みつゝ悄然と行程



遙けき旅の空東京さして護送せられぬ留主には母と妹の兩個が雨につけ風につけ景韶が身の上を思ひ遣ぬ日とはなく今日は放免さるゝことか明日は故郷へ歸り來るかと思ふ只管俟ち詫び居たる折しも同囚の井上、風間は其豫審の調べを経て無罪の宣告を受けしと聞き事實を知らぬ母親は心の中に頼母しく我が子も日ならず出獄の嬉れしき音信あるべしと思ひし甲斐もなさけなや景韶一人は豫審廷にて有罪と決せられ高等法院の公判に移さるゝの言渡しを受けし趣むき東京より電報の來りしより母は涙に浮き沈み妹と共に暫らくは前後正體なかりしが然りながら尙ほ此の末の公判にて景韶が無罪となることもやと只それのみを楽しみに覺束

なくも日を送りつ早や其の年の秋も暮れ彼の貫之が詠みたりし降りみ降らずみ定めなき時雨ぞ冬も初じめなる神無月さへ過ぎゆきて十一月の上旬となりぬ

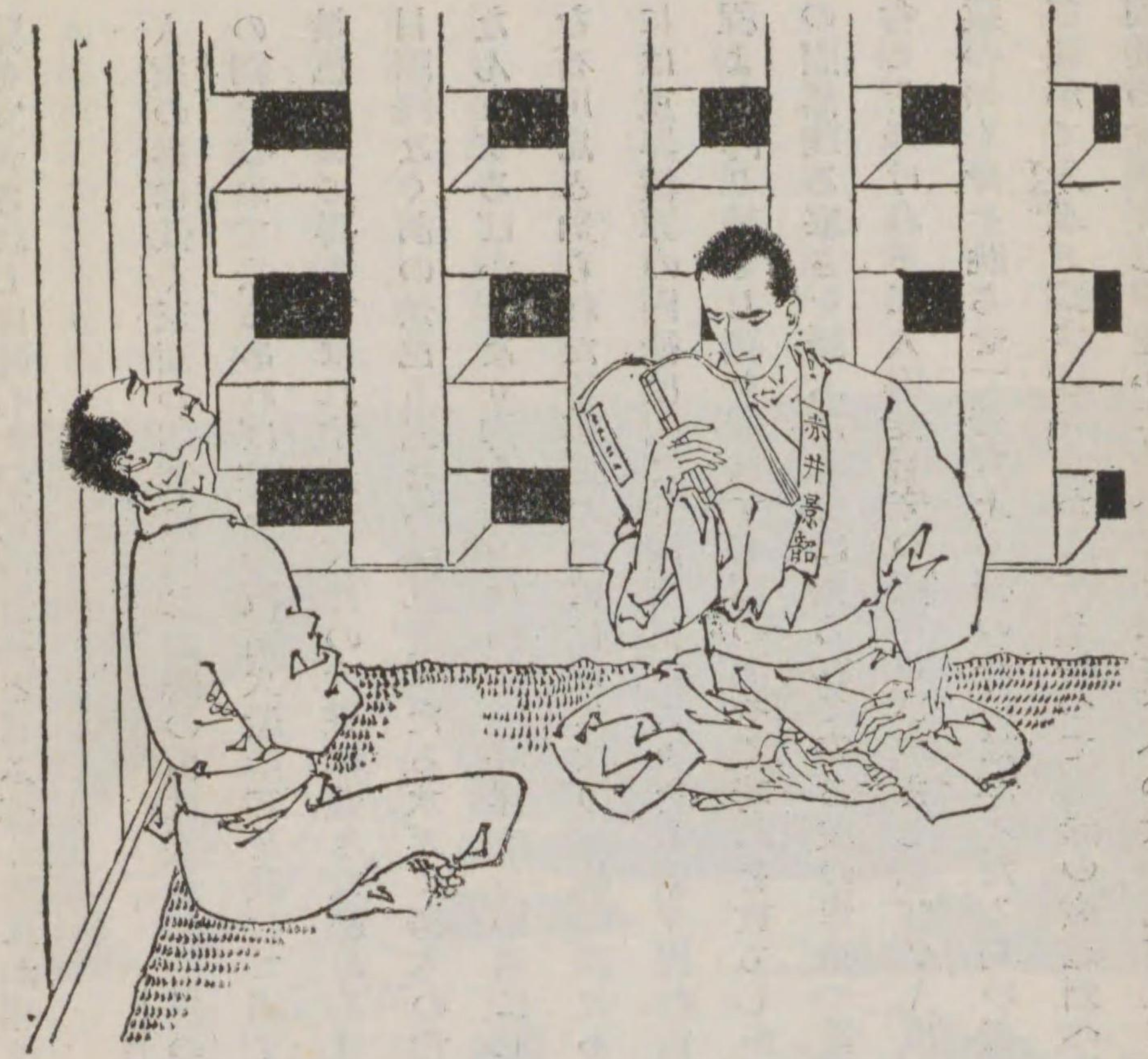
第十二

斯くて尙ほ一と月あまり十二月十一日に至りて愈々高等法院の開廷あり景韶は獄中より引き出されて姓名職業住所等を問ひ糺だされし上裁判長より先づ書記に命ぜられ讀み聞けられたる檢察官の公訴狀の略に曰ふ

右被告人は現今の施政自己の意に適せざるは要路の顯官が 陛下の思召を擁蔽するに由ると思ひ込是非諸省の卿以上を斬殺せんと決心し明治十五年十一月中新潟縣下越後國高田町田屋に於て井上平三郎、風間安太郎と相會し右兩人へ對し自分決心の深奥は之れを明さず唯要路の顯官には必らず 陛下の思召を擁蔽する者あるべきに付出京の上之れを探索し之れを除かんと申聞け出京諸費の爲替を取組み同月八日より右兩人を誘引高田を脱し迂路を取り新潟縣下新潟まで至りたる處他人の爲めに遏められたるの事實は被告が起草せし天誅黨主意書被告人の陳述井上平三郎、風間安太郎の申立に因り明了なり右は政府を變亂するの目的を以て人を謀殺せんと決意し之れが豫備を爲したるものにして刑法第二百二十三條及び第二百二十五條第一項に依り第二百二十一條及び第六十八條に照し處斷すべきものとす云々

楮右の公訴狀中に在る當時公判開
 延の原因とも云ふべきものにて其
 日の事實調に朗讀され且つ後ち裁
 判言渡書中にも掲げられ又た各新
 聞紙上に出し景韶が起草の所謂天
 誅黨主意書の略に曰ふ

世運衰頹し人情輕薄に流れ國勢
 日に危殆に赴き義理地を拂ふ實
 に痛哭流涕の至り矣佞人奸物要
 路に當り其の慾を逞ふし私利を
 之れ營み吾人の國は將さに賣ら
 れんとす吾人は將さに臣妾たら
 んとする應さに近きにある可き
 也故に吾人は天誅黨を組織し天
 に代り奸人佞物を拂ひ世運を回



復し人情を敦厚にし國勢を挽回し義
 理を重んじ吾國家を永遠に維持せん
 ことを謀る云々
 斯る狂暴危激なる一大陰謀を企て、政
 府を變亂せんとせし罪犯景韶の如何に
 してか能く法網を脱がれ得ん數回の審
 理を経たる後公判遂に完結し無期流刑
 に二等を減じ刑法第二十三條重禁獄九
 年以上十一年以下の範圍内にて重禁獄
 九年に處すると同法院の裁判を言渡さ
 れしは是れ實に同月十七日の事なりき
 嗚呼此の狂暴危激なる景韶の如きもの
 をも三尺高き絞臺へ引上ぐるの嚴刑に
 處せられざるのみならず情狀を酌量し
 てその二等を減ぜられ僅か九年の重禁

獄を宣告されしは難有き聖朝の仁慈と云ふべく誰れか感泣せぬものあらん

第十三

人家の影は低く三面の明鏡に映じ房總の山は遙かに一痕の織眉を描く長烟斷霞の間片々の布帆漁人の網を收めて去るあれば聲々の汽笛火船の客を載せて過ぐるあり波平かに風暖かに鷗眠り魚跳るの景色は實に得も言はれず是れ天然の大畫幅盡きぬ眺めも日既に落ち月又た無きの時に方れば海面極目際涯なく前の景色も忽まち隠れ茫々たる水天に篝火の光三點五點滅えては明り明りては復た滅えなんとするばかりなり抑も此處は何處の海岸なるか名にしあふ隅田川の下流にして永代橋を近く望む石川島と知られたるが此の島には兼てより監獄の設けあり柵木高く周圍に聳え警固最も嚴重に中には重罪輕罪の囚徒は固より國事犯の人々をも繋ぎ置れぬ時しも明治十七年三月二十六日の夜此の程より降り續きし花を催ほす春雨の漸やく晴れを放ちしかど空は猶ほ雲に蔽はれ月さへなければ眞の闇黒残る寒さを誘ふなる風に揺られて寄る波の岸拍つ音の烈しく聞え物凄きこと云はん方なし機會こそ好けれと二人囚徒看守の隙を窺ひすまし忍びくゝに柵近く歩み寄りつゝ諸共に木の間を傳ふ猿の如く身を跳らせて攀ぢ上る柵の外は洋々たる潮の正に満ち充ちたれば天の與へと打ち欣喜こび頓がて入水と飛び込みながら底を潜つて對岸の鐵砲州へ泳ぎつきたり斯くと忽まち覺り得てスハ囚徒の脱逃せしぞ速かに捕へよと上を下への大騒動當直なる多くの官吏が急に小舟を漕ぎ出し其の

跡を追つ驅けしかど闇黒はあやなし二人は早や何處へゆきしか影見えず是非なく舟を漕ぎ返し如何なる囚徒が脱逃せしにやと一々監内を檢せしところ此は抑も如何に脱逃せしは去る明治十一年大久保公を刺殺せし兇徒島田一郎に連累せし石川縣の松田克之と今一人は彼の赤井景韶にて當時新聞紙の傳ふ



るところに據るに克之は其の夜逃げのびて本郷追分に客待せし人力車に打ち乗りつ浦和へゆくを約束し板橋驛へ到りし場合車夫は克之を怪しき者と早くも心に知りしと見え今夜は迎も浦和へまで行き着き難しと言を構へ其處に一泊せしめし上警察署へ密告せしかば直ちに巡査が出張して手際に捕縛されたりしも景韶は其れより先き克之と別れ只だ一人衣服を改め容姿を換へ京阪地方を志して人知れず遁げしとかや

第十四

話頭換つて高田なる赤井の老母は景韶が既に豫審の終結し有罪と決定していよいよ其の公判に移されしと聞きし以來朝夕東京の空を打ち眺め今日此頃は公判を開廷されし事ならん此の上若しや明白に申し開きの相立ちて放免さるゝこともやと慕なきことを空頼み焼野の雉子夜の鶴有繫は母子の恩愛より景韶が身の無事なるを祈らぬ日とはなかりしがまゝならぬは此の世の習ひ景韶は其の年の十二月十七日遂に高等法院にて重禁獄九年の刑に處せられたりしと聞く母は兼ねて覺期と云ひながら又た今更らの事に思はれ悲嘆にくるゝ老ひの身をいたはり兼ねし妹さへ餘りと云へば口惜しさの涙も出でず茫然と夢に夢見し心地しつ兩三日を送りし後母妹漸うゝ氣を取り直し斯くなるからは歎きても最早や詮なきことなれば是れよりは景韶が九年の處刑を首尾よく経て出獄歸郷の日を俟たんと母は娘に慰さめられ娘は母に勵まされ憂きが中にも一月あまり憂きに慣れては憂きことを左



程に今は憂しとせで十七年の春を迎へぬ然るに是れまで富裕ならざりし一家の生計の數年來景韶が國事の爲め奔走して殆ど困苦の情狀なるに況して又景韶が入獄せしことなれば猶一層の困苦を加へ甌中の塵釜中の魚彼の唐土の范丹が家も斯やと思ふばかり露を含むの孤花は情無きも爲めに残燭に泣き風に驚くの瘦雀は恨有り頻りに頹檐に哭す目も當られぬ光景なれど景韶と同黨にて苦樂を共にせんと誓ひし有志諸氏を除くの外手を翻へせば雲となり手を覆へば雨となる輕薄の人情の誰れ一人昔の如く訪ひ來る者もなく或ひは景韶が連累の嫌疑を招くを恐るゝ爲めにや更らに其の母妹のものに力を假すものもなければ日を重さね月を経て益すゝ貧窶に切迫し衣食に悶ゆる辛酸悲痛僅かに有志諸氏が慈惠に露命を繋ぎ得るものゝ其の厚誼

にのみ依頼も出来ねば老母は人の絲を繰り妹は又雇はれて衣類のすゝぎ洗濯に少しばかりの賃金を貰ひ受けつゝ其日々の糊口の足しに供へ居たる母妹が心は如何にあるらん察しやるだに憐れと云ふべく斯くて其の困苦の中に昨日と送り今日と暮れ忽まち三月の下旬となりて東京にては景韶が石川島の監獄を脱逃するに至りしかど七十五里の山河を隔てし高田なる母妹は未だ夢にも斯くと知らで居りけり

第十五

建業門前舟散じて天を燭すの燈火影全く滅え秦淮河畔人定つて地に湧くの歌管曲既に歌む花朦朧の裏月光霧の如く柳黯澹の邊夜色烟に似たりさしも繁華の土地と知られし高田横町の娼院妓樓も素見ぞめきの客去りて按摩蕎麥屋の聲さへ斷え誰が娛しみか鴛鴦袂結ぶ春夢の濃かに四隣寂かな五更の天況して晝間も賑はしからぬ木築町は猶ほ更らに往き來の人の蹻音なく凄しさ勝る時しもあれ赤井が家の門前へ何處よりか徒歩々々と來かゝる一個の青年壯士足を停めて幾度か剝啄と戸を鼓く音に老母は忽まち呼び醒され其の枕を擡げつゝ此の眞夜中に誰れ人の何用ありて來りしか見る影もなき貧苦の住居盜賊の入る氣遣ひなし合點ゆかねど兎も角も起きて情狀を窺ひ見ばやと咳はぶきながら行燈の臺に残りし紙燭を點し手近かなる雨戸を開けて外面を暫し打ち見やり何方さまかと問ひかくれば私なり母上何卒此處開けたまへと云ふ聲の紛ふ方なき我が子の景韶何うして今宵歸りしにや此

は日頃恩愛の情に絆され片時も忘れぬ心の迷ひかと訝かしく思ふものゝ何となく嬉しさに胸自づから轟ろき來て我知らず走り出で疾しや遅しと戸を開くれば入り來る景韶が久しく獄に痛苦を嘗め瘦せ衰へて居るならんと思ひの外平常に變らぬ顔色より容貌まで最と健かに見ゆるにぞ老母が悦び千萬無量先だつ涙拭ひも敢へず頓がて伴なひ入れし後晝の仕事に疲勞して他愛もなく眠り居し娘を急に揺り起し互ひに無事を祝し合ふ母子兄



妹不時の再會抑も如何にして歸りしかと仔細を問はれ景韶は溫和に手をつかへ先きに故郷を出立し間もなく東京へ護送されしが犯せる罪の免がれんやうなく數度の調を受けたる末遂に九年の重き所刑を言ひ渡されし以來は我れながら恐ろしき陰謀を企だてたる前非を悔ひ神妙に獄中の規則を守りし情狀を憫諒され今般特別の恩赦に逢ひて出獄を得たるより片時も早く母上の安否を伺ひ奉つらんと取るものも取り敢へず其の日東京を發足し夜を日に繼ぎて今宵唯今漸う／＼我が家に歸着いたしぬ老られたる母上には是まで苦勞をかけ奉つりし重ね／＼の不孝の罪願くは宥させたまへ今日よりは膝下に侍し鴻恩の萬一を酬ひ奉つる心得なれば妹も亦た安心せよと涙ながらに云ひ出る言葉に眞實現はれて末頼母しく見えたりければ老母は益す／＼喜ばしさに覺えず膝を進むる折しも礫と當りし行燈の倒れかゝるに驚きて手をさし伸ぶれば自づから愕然と覺め來る此は是れ一場の夢なりけり

第十六

愕然と醒め來りて蒲團の上に起き直りし老母は屢々嗟嘆しつ滅えなんとして尙ほ殘る燈火の四邊見廻はし偕ては今のは夢なりしか夢と知りせば何時までも醒めざらましを奈何にせん愁じ見たりし面影の跡方もなき果敢なさよ然るにても夢は皆其の反對を見るとやら若しや我が子の身の上に悲しきことの起り來て獄の中の暗きより暗きに向ふ死出の旅假令ひ九年の月日經て首尾能く放免出獄の時節に逢ふを得たればとて往いて再び返り來ぬ昔しの人となりしより母を戀しの魂魄の此の世に迷



ひ遙々と故郷の空へ立ち歸りそれとはなく我が夢に現はれしにはあらざるか音信聞きたや懐かしやと思ひ出してはなか／＼に愁ふべからざる事も亦いつか愁ひとなる鐘の曉近き山の端の岬を出る群鴉啼きつれてゆく聲さへも老母が胸を騒がすなるべし斯くて老母は夜明け後自づと心のむすぼれて涙の乾く間なければ起き出でもせず臥し居たるを娘は痛く心配し其の枕邊を離れぬゆゑ實は昨宵斯く斯くの夢を見しより何となく心地悪し／＼と語るを聞き娘も亦心の中に唯だごとならずと思へども老母が

胸を慰さめんと其は母上が朝夕に兄上を思ひたまふ御心の疲れより不圖見たまひし夢ならん心配したまふことかはと云ひまぎらせて居たる中悲しきかな老母が夢は忽ち不幸の報知を得る前兆と成り來り景韶は二十六日夜に紛れて石川島の監獄を脱逃し何處へ行きしや行方知れず其れのみならず幼きより他家へ養子に遣はしたる二男即ち景韶が實弟新村金十郎さへ兄景韶が脱逃に關してのことなるか其の寄留先東京なる本郷區龍岡町より二十九日突然と其の筋へ拘引されしと聞き傳へて母妹二個は天に悲しみ地に嘆き堰き來る涙袖の雨晴れ間は絶えて泣き暮し三度の食も咽喉に下らず臥し沈み居たりしこそ實に道理と知られたり

第十七

然れば又た景韶は石川島脱逃以來各地の探偵嚴重に嚴重を加へたれども何處へ行きしや踪跡分らず早や其の春も既に暮れ夏經て秋の初となりしが高天厚地もいかで久しく斯かる犯罪の身を容るべき遂に九月十日をもて静岡縣下に捕縛せられぬ當時の景況を該地方の新聞紙より抄出せんに景韶は山田と偽稱し東海道藤枝宿の落合村に名を知られし清水綱義と云へる人は兼ねて食客諸生を愛し若し便り來るものあれば厚く遇するよしを聞きて景韶も亦た之れに頼り一二泊滞在したり偕て其筋にては沼津宿より少しの手掛りを得しとかにて爾後探偵に手を盡されいよ／＼赤井が落合村へゆきしことを知りしや否や元來彼の落合村は背に峨々たる千葉山の峯巒を負ひ之を超ゆれば信州路への徑路



なるゆゑ或ひは其の險を冒して逃れ去ることもやと急に數百人を差し遣はし要地々々を守らしめ又た一方の東海道には大井川にて捕縛せんと橋錢の受取所に四五人の巡査を置き兩岸及び橋畔には尙二十四五人の人力車夫を備へ置きつ別に警察本署より高尾板垣の兩警部が探偵二名を従へて大井川に出張され景韶が其處を過ぐるを今や遅しと俟ち受けたり此の日は長空晴れ渡りて殘炎威を收め遙かに富士山より吹き來る涼風最も爽かなる好天氣を幸ひに斯るべしとは夢にも知らぬ清水は此の程來寓せし山田即ち景韶が東海道漫遊と稱し居たるを實事と思ひ所用を兼ねて同伴せんと落合村の家を出で大井河原に到りし頃しも旅人と見受くる三四人突然と現はれ出で右左より組みかゝるを清水は深く怪みながら何奴なれば某に斯る無禮を働くぞと云ひも了らず年久しく腕に覺えの柔術にて手當り次第取つて投げしが其の時山田は傍へから清水氏よ某は全く赤井景韶なり君に嫌疑を被ふむらせ罪罰を興へては昨今の恩遇を讐もて返す道理なり止まりたまへと聲高く呼はりしに清水は驚ろき偕は彼の脱逃人赤井景韶は君なりしかと云ふ間もなく景韶は既に從容縛に就きしを其れと見て唯今まで兩岸に客待ちの人力車夫と見えたりし人々忽まち衣を改め巡査の正服を着せし上景韶が前後を圍み其の儘本署へ護送の後清水港より別仕立の汽船にて更らに又た東京へ護送され翌日到達したりと云ふ

第十八

天網恢々疎にして洩らさず景韶は十七年三月二十六日の夜石川島を脱逃せし以來百六十餘日の間は天に蹠まり地に踏しその踪跡を匿し得たりと雖ども遂に九月の十日を以て静岡縣下に捕縛せられしよし早くも江湖の評判となり殊更其の故郷なる越後高田にては五人三人寄ると觸ると皆な景韶が身の上に付き種々の想像を廻らし然かあらん斯くあるべしなど語り合ふ事となりしかば自づと老母に聞えしより左らぬだに嘆きの淵に沈みし身の又た一層の涙を添へ遂に病に打ち臥して今は枕も得あげねば娘が千々に心を痛め賃仕事やら内職やら夜晝稼ぐに暇なきものゝ奈何にせん脆弱き手一つ且つは老母の看護もあり届かぬ勝ちの窮苦の情狀その日の烟り立ち兼ぬる竈に蜘蛛



のいと便宜ない日を送り居たる中東京にては景韶が其の後豫審の終結し今年の中下旬ごろ彼の脱逃事件にて重罪裁判所へ移すとの言渡しを受けたるに不服を唱へ大審院へ上告に及びしところ同じ三月二十八日其上告を棄却されたる宣告文の略に曰く

右赤井景韶に對する被告事件豫審終結言渡に對し被告景韶より故障を爲したるに付明治十八年二月二十一日東京輕罪裁判所會議局に於て被告事件は國事に關する犯罪と認むべき證據なきを以て豫審終結言渡を認可すと判決したり被告は之れを不法とし上告を爲す其要旨は被告が石川島監獄署を脱逃したるは政府を顛覆すべき宿志を達せん爲め先づ自身の拘束を解きたるなり其所爲は即政府を顛覆するの豫備に着手したるものなれば刑法第二百五條の末文に該當する重罪なるを以て高等法院の管轄すべきものたり又車夫を打殺したるは附帶犯罪なり若し然らずとするも俱に高等法院の管轄すべきは論を俟たず然るに會議局に於て東京重罪裁判所へ移すとの豫審終結言渡を認可したるは不當なりと云ふに在り云々(中略)大審院に於て治罪法第四百二十五條の定式を履行し之を判決すること左の如し(中略)上告者の趣旨は唯だ己れが内意は斯くありしとの思想を述ぶる迄にして國事に關する證據なきより原裁判所の豫審判事に於て被告の所爲を國事に關する犯罪とは認めず刑法第四百二十二條第二百九十二條等に該する重犯又は輕罪なりとし之れを東京重罪裁判所へ移したるものにして會議局判事も亦國事に關する犯罪と認めざるを以て該終結を認可したる

ものにて其判決の理由は毫も不當の點を視ず而して事實の認定は法律上裁判官に特任したるものなれば之に對し不服を唱へ上告するを得ざるものとす右の理由なるを以て治罪法第四百二十七條に依り本案上告を棄却す云々

斯くて景韶は近々重罪裁判所の公判を受くべきよしの聞えしのみか實弟新村金十郎さへ越後新發田に催ふしの壯士運動會に列なりて條例違犯と認められ本月十六日輕禁錮に處せられしにぞ老母は只だ嘆きの上に又も嘆きを重ねるのみ金十郎は遠からず満期となりて出獄の嬉しき音信を得けれども景韶は逆も再び生きて逢はれることあるまじく思ひ回せば我が身ほど世に不幸なる者はなし若かりし時所天に死別し貧苦の中に四人の兒を漸やうと守り育て少し安心せし間もなく杖とも頼む景韶がと云ひさしては泣き泣きては啣ち憂苦の胸



に迫り來て絶えんとするも幾度か僅かに氣息を保ち得たる頼み少なな容體なれば娘は身も世もあら
れぬ思ひ假令命を絶るゝとも老母の病ひを癒なほさせたまへ二つには又兄の身の安穩を得させたまへと
神に祈り佛に願ふ孝順悌實怠りなく傍はら少しの稼ぎをなして今日までは其の母と自身の命を維ぎ
來たれど母の病は益すゝ劇しく最早殆んど詮術の盡きなんとする境遇わがさなりとぞ嗚呼其の罪を惡ん
で其の人を惡まず景韶が身の上さへ寧ろ惘然と云ふべきに況して此の母妹のものは實に氣の毒の至
りならずや世間數多の慈善家諸君よ記者が是れまで書いつけしに勝る母妹が不幸を憐れみ從來母妹
を救助し居る有志者の力を補ひ多少に限らず金を恵み物を贈りたまはらば母妹が感喜此の上なから
ん此の頃母妹の音信を得て花散る檐の春雨ならぬ涙のあまり記者代つて一と重に八重に願ふと云爾

(了)

補遺

前掲の『檐の春雨』は赤井景韶が脱獄後就縛された事までを記述したもので、其判決の如何を報じて
なく、又高田事件として國事犯に擬せられた事實も要項を缺いてゐ、脱獄後、遁竄してゐた事實の
如何も漏れてゐるから、それをこゝに補足して置く
重複の點もあるが、先づ國事犯者として高等法院に於ける審判の結果を左に

天誅黨の主謀者としての判決文

裁判言渡書

新潟縣越後國中頸城郡高田木築町士族

被告人

赤井景韶

韶

二十四年四月

右被告人ハ政府ヲ變亂スルノ目的ヲ以テ諸省ノ卿以上ヲ謀殺セント決意シ之カ豫備ヲ爲シタリトノ
公訴ニ因リ檢察官ノ意見被告人ノ答辯辯護人ノ論辯ヲ聽キ被告人ノ白狀及證憑書類ニ基キ高等法院
裁判長陪席裁判評議ノ上判決スル事左ノ如シ

右被告人ハ現今ノ施政自己ノ意ニ適セサルハ要路ノ顯官カ 天皇陛下ノ思召ヲ擁蔽スルニ由ルト
思ヒ込ミ是非諸省ノ卿以上ヲ斬殺セント決心シ明治十五年十一月中新潟縣下越後國高田町田屋
ニ於テ井上平三郎間風安太郎ト相會セシ時右兩人ハ對シ自分決心ノ深奥ハ之ヲ明サス唯要路ノ顯
官ニハ必ス 天皇陛下ノ思召ヲ擁蔽スル者アルヘキニ付東京ノ上之ヲ探索シ之ヲ除カント申聞ケ
出京旅費ノ爲替ヲ取組ミ明治十五年十一月八日ヨリ右兩人ヲ誘導シ高田ヲ發シ迂路ヲ取り新潟縣
下新潟マテ到リタル處他人ノ爲メニ遏メラレシハ政府ヲ變亂スルノ目的ヲ以テ要路ノ顯官ヲ謀殺
セント決意シ之カ豫備ヲ爲シタル者ト判定ス其證憑ハ左ニ之ヲ明示ス

被告人赤井景韶ハ明治十六年四月十五日新潟輕罪裁判所高田支廳ニ於テ檢察官カ法ニハ法ノ推
測アリ掛官ニハ掛官ノ推測アリ今汝ノ如ク唯々知ラス然ラスト云ヘハ何レモ認定推測ヲ用サル
ヲ得ス却テ汝ノ不利益ナラスヤトノ問ニ對シ唯今迄我答ヘタル處ハ全ク事實ニ違ヒタル僞ニテ
其僞ヲ申立テシハ我一身ヲ惜ムノ爲メニアラス先ニモ申タル如ク今般捕縛セラレタル我黨員二
十餘名ノ安危ニモ關スル處ナリト思ヒ我精神ニ愧ルヲモ顧ミス申タレ共今ヨリ更ニ事實ヲ申立
ツヘシ初ヨリ訊問相成度シト答ヘ然ラハ更ニ初メヨリ訊問ニ及フノ間町田屋ニ於テ議シタル事
ヨリ申立ツヘシトノ言ニ對シ町田屋ニ於テ議シタル事ハ其精神ハ天誅黨旨意書ニアリ然レ共今

ハ之ヲ放棄シタリト答ヘ放棄シタルハ如何ナル事ソトノ問ニ對シ一旦旨意書ノ意ニ由テ相決シ
之ヲ舉ケント謀リ新潟ニ迄出タルニテ其道ヲ新潟ニ取リシハ三國ヲ越ヘ人ヲシテ跡ヲ知ラシメ
サル意ナリ然ルニ船中山際七司ニ逢ヒ共ニ社會平權論ノ意ヲ講シ新潟ニ着シタルニ自分等着ス
ルヤ否直チニ鈴木昌司來レリ之ハ先キニ我輩郷里ヲ出ルノ際ピストル等ヲ携ヘタルト當時熱血
ヲ以テセサレハ自由ヲ得ル能ハス寧ロ不自由ニシテ生存センヨリモ死シテ犠牲トナルニ如カス
ト唱ヘ且ツ自由黨ヲ脱スルト云ヒタル等ヨリ繁祉等ニ於テ自分等ノ舉動ヲ察シタルモノト見ヘ
電報ヲ以鈴木昌司ヘ通知アリタル由ナリ昌司ハ其事ハ語ラス七司ヨリ自分等ノ新潟ニ出タルヲ
聞キタル趣ニテ來リ次テ小柳卯三郎加藤勝彌其他常置委員等出來リ自分等ノ舉ヲ謀ルニ暇アラ
シメス由テ翌日住吉屋ニ轉宿シタルモ尙又尋ネ來應答日ヲ送ルノ内今村致和相羽嘉尙迎ヒトシ
テ來リ終ニ昌司致和加藤勝彌等自分等ヲ偕樂館ニ階ニ伴ヒ説諭セシヲ以テ尙我志ハ我爲ス處ニ
アリト申居リタレ共其覺ル所モアリ終ニ先キノ志ヲ放棄シ歸郷致シタルナリト答ヘ先キニ一旦
天誅黨ノ主意ヲ行ハント決シタル時大臣參議ノ内唯々ヲ暗殺スヘク目的ヲ定メタルナリシカト
ノ問ニ對シ目的ハ不殘斬ルノ意ナリシナリ天誅黨主意書等ハ平三郎ニモ示サレハ彼等ハ知ラ
サルナリ唯其主意ヲ協議セシニテ書面ハ自分寢處ノ内ニテ認メ試ミタル迄ナリト答ヘ新潟ニ出
ル時ニ當テハ一旦東京ニ出決行スルノ意ハ決シタルカトノ問ニ對シ然リ決シタル也併シ未タ手

段ハ議セサリシナリ尙其事ヲ行ハント決心シタルハ自分私ニ怨等アルニアラス全ク國家ノ爲メナリト存シ込ミシヨリ出タル事ニテ他人ノ教唆等ニ出タルニモ非サルナリト答ヘタリ又明治十六年四月十八日新潟輕罪裁判所高田支廳ノ豫審廷ニ於テ其方ハ昨年十一月九日後新潟表へ立ち越シタル事アルカトノ問ニ對シ參リタル事之レアリ候ト答ヘ右ハ何日出發セシヤトノ問ニ對シ十一月九日ニ當地ヲ出發シ同夜黒井宿ニ泊シ翌十日ニ青海川宿片岡ト申旅店ニ泊シ其翌十一日ニハ長岡ニ泊シ同十二日蒸汽船ニテ新潟ニ着同所ニ番町秋田屋トカ云フ處ニ一泊シ翌日佳吉屋ニ移轉シ二日滯留シ同十六日新潟ヲ發足シ同夜ハ新潟ヨリ一里半計ノ處ニ泊シ其翌日ハ寺泊ニ宿シ夫レヨリ柏崎ニ泊シ同十九日當高田表ニ着シタリト答ヘ其方一人ニテ行キタルヤトノ問ニ對シ三人ニテ行キタリト答ヘ夫レハ誰々ナルヤトノ問ニ對シ井上平三郎風間安太郎自分ノ三人ナリト答ヘ三人ニテ新潟ニ行キタルハ何等ノ主義ニテ行キタルヤトノ問ニ對シ政治ノ改良ヲ圖ル爲メ參リタリ尤モ單ニ新潟ニ行キタルニ非ラス東京ニ行ク積リニテ新潟ニ立ち寄りタル譯ナリト答ヘ三人ニテ偶然行キタルカ又ハ何ニカ議決シ行キタルカトノ問ニ對シ別ニ議決シタル事ナシ然レ共高田町ノ町田屋ト云フ旅籠屋ニテ三人ニテ酒ヲ酌ミシ事アリ其時日ハ明治十五年十一月四日頃ト覺ヘタリ而テ偶々政治ノ談ニ互リ供ニ慷慨シ政治ノ改良セサル可カラサル事ヲ思ヒ付キ來ル廿日頃ヲ期シ東京ニ出テ共ニ事ヲ圖ルト約シ其場ハ別レタリト答ヘ改良トハ如何

トノ問ニ對シ自分ハ其當時ニアリテ時勢上ニ感慨ヲ起シタル事アリ其感慨タルヤ抑モ吾 天皇陛下カ明治ノ初年ヨリ立憲政體ヲ立ルノ 詔アリ然ルニ立憲政體カ立たス人民カ益々苦痛ノ域ニ陥ユルト想像シテ之ヲ平三郎安太郎等ニ發言セシ處右兩人モ素ヨリ同感ナリト云フテ共ニ當時ノ政治ヲ改良セン事ヲ思ヒ付キ前キノ如ク東京ニ出ル事ニ約シタリト答ヘ東京ニ出ルニ殊更ニ新潟ニ行キタルハ如何トノ問ニ對シ三國街道ヲ經テ行カント存シ新潟ニ出テタリ其主義ハ風間安太郎ヲ同人ノ宅ヨリ迎ヒニ參リ居ル場合ナレハ信州路ハ本道ニ付キ安太郎ノ追手ノ來ラン事ヲ恐レ且ツ政治ノ改良ヲ圖ル爲メニ出京スル事ナレハ其事ノ成ラサル以前ニアリテ發覺スル事ヲ恐レテ間道ヲ撰ミタリ又東京ヘノ爲替高滿數シタルヲ以テ東京ヘハ爲替ヲ組ム事相成ラサルニ付新潟ヘ爲替致シ吳ル、トノ事ニ新潟ヘ出テタリ右ハ誰レノ發言ト云フ譯ニ非スシテ三人同感ニ依テ決セシモノナリ此時日ハ十一月九日即チ發足ノ當日ナリト答ヘタリ是ニ於テ此ノ二枚ノ草案ハ誰レノ起草ニアルヤト問ヒ天誅黨旨意書及ヒ天誅黨盟約規則ト記シタル草案ヲ示シタリ其文左ノ如シ

天誅黨旨意書

世運衰頹シ人情輕薄ニ流レ國勢日ニ危殆ニ赴キ義理地ヲ拂フ實ニ痛哭流涕ノ至リ矣奸人佞物要路ニ塞リ其慾ヲ逞フシ私利ヲ之レ營ミ吾人ノ國ハ將ニ賣ラレントス吾人ハ將ニ臣妾タラントス

ル應ニ近キニアル可シ也故ニ吾人ハ天誅黨ヲ組織シ天ニ交代リ奸人佞人ヲ拂ヒ世運ヲ回シ人情ヲ敦厚ニシ國勢ヲ挽回シ義理ヲ重ンシ吾國家ヲ永遠ニ維持セン事ヲ謀ル幸ニ同志ノ志ハ來リ與セヨ焉

吾黨ハ前陳ノ旨意ニ因リ茲ニ牛耳ヲ執リ盤血ヲ啜リ左ノ條項ヲ誓フ

天誅黨盟約規則

盟約第一章

苟モ吾國家ニ不爲メモノアル時ハ吾人ハ踵ヲ回サス天ニ交代リ之ヲ誅罰スル事トス

同 第二章

吾黨ハ義理ヲ重ス故ニ義理ノ爲メニハ身ヲ致ス事ヲ誓フ吾黨ノ人ハ吾黨全體ノ議決ニ依リテハ何等事故アリトモ之レカ實行ヲ辭セサル事

第一條 吾黨ハ何人タリ共前書盟約ヲ守ル事ヲ得ルモノハ黨員三名以上ノ紹介ヲ以テ黨長ニ申込可シ黨長ハ物黨ノ是トスルヲ待テ入黨ヲ許ス事アルヘシ

第二條 吾黨ハ定期會ヲ置カス事アル時ハ臨時會同ヲ爲ス故月幾度ナルヲモ顧ミサルモノトス

第三條 吾黨ハ前條ノ如キ場合ヲ保ツ故ニ多額ノ入費ヲ要セス依テ月々五拾錢ヲ黨ニ納ムルモノトス

第四條 吾黨ニ黨長三名ヲ置キ黨事一切之レヲ理セシム者也

此二枚ハ自分カ起草セシモノニテ右ハ昨年十月末十一月初メニ當リテ時勢感慨ノ餘リ此ノ案ヲ起シタリト答ヘ然レハ新潟ニ行キ夫ヨリ東京ニ赴カントスル決意モ此ノ草案ニ因縁シタル者歟トノ問ニ對シ此ノ旨意書ノ通り感慨ノ餘政治ノ改良ヲ爲サン事ヲ思ヒ起シタル譯ナリ尤モ盟約規則ト題スル草案ハ直チニ此レヲ履行スルノ意匠ニハ之ナク候右ハ試ミニ寢床ノ中ニテ認メタリ但シ他人ニ示シタル事ハ更ニ之ナク候ト答ヘタリ

又タ明治十六年四月十九日新潟輕罪裁判所高田支廳ノ豫審廷ニ於テ其方ハ昨日ノ訊問ニ高田町ノ町田屋ニテ平三郎安太郎等ノ三人ニテ酒宴中時勢ヲ慷慨シ政治ノ改良ヲ圖ラサルヲ得スト三人同感ナリシヲ以テ其事ニ決シタリト申立タルカ改良トアレハ不良ノ政治アル譯ナルヤトノ問ニ對シ昨日申立タル通り 天皇陛下ニ於テハ明治ノ初年ヨリ立憲政治ヲ立ツルノ 詔アリタルモ未タ其立憲政體ヲ立テラレサル者ハ必ス要路ニアル處ノ大臣參議カ之レヲ擁蔽スルヲ以テナラン故ニ之ヲ除ヒテ政治ノ改良ヲ圖ラント欲シタリト答ヘ然ラハ之ヲ除ヒテ政治ノ改良ヲ圖ラント云フ者ハ先キニ檢察官ノ訊問ニ町田屋ニ於テ議シタル其精神ハ天誅黨主意書ニアリト答ヘアリ然ラハ其要路ニアル大臣參議ヲ誅伐スルニアルカトノ問ニ對シ然リ而シテ之ヲ銃殺或ハ暗殺等爲スノ手續ニ於テハ該時ニアリテ決議セサリシナリト答ヘ其方ハ昨日町田屋ニ於テ三人期セ

スシテ同意ナリシ故東京ニ出ル事ニ決シタル迄ニシテ別ニ議決シタル事ナシト申立タルカ檢察官訊問ノ節議シタル精神ハ天誅黨主意書ニアリト云ヒ然レハ天誅黨ノ主意ヲ議シタルニハ非ラスマトノ問ニ對シ天誅黨主意書ノ意ヲ以テ議シタルニ相違ナシ然レ共此ノ主意書ハ自分一己ノ草案ニシテ平三郎安太郎等ヘ一覽爲致タル事ハ決シテ之ナク候但シ天ニ代リ誅スルト云フコトハ自分ニ於テ一言モ發シ申サス唯其意ヲ以テ相議シタル義ニ之レアリ候ト答ヘ其方ハ奸賊要路ニ塞ルトカ申立ツルカ又此ノ天誅黨主意書中ニモ奸人佞物要路ニ塞リ其慾ヲ逞フシ私利ヲ之レ營ミ吾人ノ國ハ將ニ賣ラレントス云々トアルカ其要路ニ塞リ慾ヲ逞フシ私利ヲ營ムト云フ者ハ誰々ナリシヤ又此ノ末文ニ牛耳ヲ取り盤血ヲ啜リ云々トアルカ此語ハ則チ盟主トノ意ナルヤトノ問ニ對シ自分ハ其人々ハ誰レ彼レトナク先ツ各省ノ卿以上ノ要路ニアル處ノ者ハ皆奸人佞物ナリト思フタリ依テ此等ノ者ヲ悉ク除カント決シタル議ニテ當時誰レ彼レト區別ヲナシタル者ニ之レナク故素ヨリ人名ヲ今日ニ到リ理ヲ以テ推問ヲ受クルトモ總テヲ奸物ト想像シタル事ニ付皆之レヲ除クト云フノ外ナシ尙牛耳ヲ取り盤血ヲ啜ル云々ノ事ハ別ニ盟主トナリ誓フト云フ意ニ非スシテ唯天地神明ニ誓フト云フ意ニテ認メタル迄ナリト答ヘ此ノ天誅黨主意書ノ末文ニ來二月中旬ヲ期シ云々トアルカ此ノ二月中旬ハ本年ノ一月ヨリ指シタル者ニ非ラスヤトノ問ニ對シ否然ラス本年ニ到リ認メタル者ニハ決シテ之レナク昨日申立タル通り昨十五年十月末カ十

一月初メニ當リ認メタル者ニ相違之レナク候ト答ヘタリ

又タ明治十六年九月十四日高等法院豫審廷ニ於テ其方ハ高田支廳ニ於テ一度二度ナラス町田屋ニ於テハ諸省ノ卿以上ヲ斬殺スル等ノ事ヲ談合タル旨申立タリ右ハ如何ナル意匠ニテ申立タルヤトノ問ニ對シ夫レハ自分一己ノ思想ノミニ有之候ト答ヘタリ

又タ明治十六年十一月五日高等法院豫審廷ニ於テ前申立ニ自分ハ東京ニ出直ニ天誅ヲモナス様ナ精神ニテアリタリト云シカ模糊トシテ確定マラヌ申立ナルカ明白ニ申立ヨトノ問ニ對シ自分ハ出京ノ上是非各省ノ卿以上ヲ天誅スル精神ナリシナリ右直チニ出京ノ上云々ト申立シ直ニトハ東京ニ出テスク其足ニテ天誅ヲナスト申譯ニハ無之出京ノ上尙其用意ヲナシテ天誅ヲ行フ積ト申立ナリト答ヘタリ

右ニ列舉セシ證憑中明治ノ初年ヨリ立憲政體ヲ立ツルノ詔アリタルモ未タ其立憲政體ヲ立テラレサルモノハ必ス要路ニアル處ノ大臣參議カ之レヲ擁蔽スルヲ以テナラン故ニ之ヲ除ヒテ政治ノ改良ヲ圖ント欲シタリトノ供述自分ハ其人々ハ誰レ彼レトナク先ツ各省ノ卿以上ノ要路ニアル處ノ者ハ皆奸人佞物ナリト思タリ依テ此等ノ者ヲ悉ク除カント決シタル義ニテ當時誰レ彼レト區別ヲナシタル者ニ之レナクトノ供述自分ハ出京ノ上是非各省ノ卿以上ヲ天誅スル精神ナリシナリトノ供述並ニ被告人ノ發言ヲ以テ井上平三郎風間安太郎ヲ誘導シ共ニ東京ニ出ルノ積リニテ新潟マ

テ發足シ及ヒ新瀉へ爲替金ノ取組ヲ爲セシ等ノ模様ヲ以テ之ヲ證憑ノ全部ニ照スニ被告事件ハ前
文ニ掲ケシ如ク判定ス可キノ證憑充分ナリトス

因テ之ヲ法律ニ照スニ

刑法第二百三條ニ曰 政府ヲ變亂スルノ目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル者ハ兵ヲ舉ルニ至ラスト雖
トモ内亂ト同ク論シ其教唆者及ヒ下手者ヲ死刑ニ處ス

刑法第二百五條ニ曰 兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他内亂ノ豫備ヲ爲シタル者ハ第百
二十一條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者ハ各二等ヲ減ス

刑法第二百一十一條ニ曰 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スル事ヲ目的ト爲シ内亂
ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ處ス

二 群衆ノ指揮ヲ爲シ其他樞要ノ職務ヲ爲シタル者ハ無期流刑ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲ爲シタル者ハ重禁獄ニ處シ其情輕キ者ハ輕禁獄ニ處ス

四 教唆ニ乘シテ附和隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處
ス

刑法第六十八條ニ曰 國事ニ關スル重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

一 死刑 二 無期流刑 三 有期流刑 四 重禁獄 五 輕禁獄

右ノ理由ナルニ因リ高等法院ニ於テ被告人赤井景韶ニ對シ刑法第二百三條及ヒ刑法第二百四條
第一項ニ依リ刑法第二百一十一條及ヒ刑法第六十八條ニ照シ一等ヲ減シ無期流刑ニ處ス可キ處原諒ス
可キ情狀アルヲ以テ刑法第八十九條第一項ニ重罪輕罪違警罪ヲ分タス所犯情狀原諒ス可キ者ハ酌量
シテ本刑ヲ減輕スル事ヲ得刑法第九十條ニ酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ストアルニ
依リ無期流刑ニ二等ヲ減シ刑法第二十三條重禁獄九年以上十一年以下ノ範圍内ニ於テ重禁獄九年ニ
處スル者也

立會宣告ス

明。治。十。六。年。十。二。月。十。七。日。東。京。高。等。法。院。ニ。於。テ。檢。事。渡。邊。驥。檢。事。武。内。維。積。檢。事。堀。田。正。忠。檢。事。澄。川。拙。三。

高等法院裁判長	判事	玉乃世履
高等法院陪席裁判官	元老院議員	河田景與
高等法院陪席裁判官	元老院議員	林友幸
高等法院陪席裁判官	元老院議員	渡邊清
高等法院陪席裁判官	判事	岡内重俊

高等法院陪席裁判官	判事	關	義	臣
高等法院陪席裁判官	判事	武	久	昌
高等法院書記	大審院書記	竹	端	道
高等法院書記	大審院書記	荒	木	龍
高等法院書記	大審院書記	兆		

本件は國事犯として高等法院を開くほどの大事件ではなかつたのである、其事は予が發行した『明治密偵史』に略述してある、左に其全文

高田國事犯一件は密偵の虚構

高田事件と稱して一時全國人を驚かした國事犯一件は全く偵奴の虚報に基いた事であつたので、其事は當時の諸新聞紙にも出て居るが、茲には『自由黨史』の一節を抜載する

「是年(明治十六年)三月十日北陸七州自由黨懇親會を越中高岡の瑞龍寺に開く、若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡の七州、及び其他諸縣の有志來り會する者四百餘名頗る盛觀と稱す。時に新潟縣中頸城郡に漂遊せる長谷川三郎なる者あり、或は云ふ東京の産なりと。久しく越の地に入つて醫某の家に寓す、高田裁判所檢事補堀小太郎の使役する所と成り、常に有志の動靜を探偵し、身を扮して頸城自由黨に列す。堀も亦た齊しく深文の吏なり、七州懇親會の舉を聞き、偵奴三郎に囑

して金を與へ、往いて狀を覗はしむ、蓋し黨事を訐摘して、波瀾を平地に起し、以て自己陞官の路を啓かんとするに在る也、三郎乃ち高岡に至る、會之を拒んで容れず、其間諜たるを疑へるに由れり、三郎乃ち越後の士八木原繁社、土肥善四郎等の寓に就き盛んに慷慨を裝ひ、酒中屢々自由を買ふに鮮血を以てせざるべからず等の詭辭を放ち、挑發して事端を求めんとす、而かも之に應ずる者なし、會散して諸縣の有志各々郷に還る、三郎既に謀奴視せられしを憂苦し、而して自ら偵報の功とすべきものなきを思ひ、茲に忽ち奸計を按し堀檢事補に電謀して、己れを捕縛せしむ、放生津警察署は高田裁判所檢事局の命に因り、即ち三郎を執へて高田に送る、途立名に至り、堀檢事補竊に來つて之に會し、三郎を釋放せり、是れ實に捕縛の詭計を借りて、諜者たる形跡を掩ひ、以て有志の眼を眩さんとするに出づる也。偵奴三郎高田に還るや、揚言して曰く、予忽ち放生津に捕はれ、立名に放たる、何の故に出づるを解すべからず、此の如き凌辱を被り、之を默忍するは吾黨の耻なり、予は今より高田警察署に至り其理由を詰らんと欲すと、頻りに頸城自由黨員の赤井景韶を誘ひ、同行せんことを乞ふ。赤井辭して往かず、三郎乃ち薄夜警察署に行き、頸城自由黨員二十名を誣告するに、大臣暗殺、内亂陰謀の徵跡あるを以てし、悉く其名籍を指舉せり、全衙之が爲めに驚動し、詰且捕手四方に飛ぶ

三月二十日早曉、各所に捕縛せらるゝ者、前後相踵き、八木原繁社、鈴木昌司、山際七司、江村正

英、江村正綱、堀川信一郎、清野迂策、横山環、森山信一、加藤貞盟、小島周次、赤井景韶、今村致和、風間安太郎、小林福宗、富澤喜文治、岡崎直中、古川良治、土肥善四郎、樋口亭太等は高田及び新潟に捕はれ、井上平三郎、加藤勝彌、清水中四郎、富樫某は越中に捕はれ、皆な高田に護送せらる、端なくも一讒舌の力、此大獄を起すに至る、雀角鼠牙の毒の恐るべきもの古今その揆を一にすと謂ふ可し。偵奴の企てし一個の滑稽劇は、忽ち變報と爲つて、深夜新潟縣廳を驚かし、縣令永山盛輝の宅に、書記官警部長皆鳩首して議を凝し十九日の午後急に丹羽某を警部に任し、巡查三十名を率ゐて、船に搭して高田に疾驅せしめ尋いで木梨大書記官、井上警部長も亦た之に赴く。東京に在ては司法卿大木喬任、乃ち變電に接し、控訴院檢察長岡本豊章、檢事橋本胖三郎に内命を下して急發せしむ。而して高田警察署長、中頸城郡長は其犯罪の搜索に力めたり、以て其の驚擾の一斑を知るに足る

斯く大騒ぎをして犯罪の檢舉に努めたが、何等の證據を得なかつたので、一同は幸に放免されたのである、たゞ獨り赤井景韶は當路の大臣を暗殺する天誅黨といふ組織をせんとて其趣意書を作つたが、黨友に忠告されて中止することにし、其趣意書を反古にしてあつたのを右の騒ぎで家宅搜索を受けた際紙屑中に發見され、内亂目的の豫備として高等法院の審問を受けた結果、重禁獄九年の刑に處せられたのである、此赤井が破獄した事につき政府が數十萬圓の國帑を費

消して騒いだ事は、後の條に記してあるが、其發端は棄て置けば無事に済むべきことを、偵奴が密告した本件に因るのである。

天誅黨の發起者赤井景韶の破獄

專制政府の大臣運を暗殺する目的で、赤井景韶といふ自由黨員が明治十五年の末、越後高田に於て天誅黨といふを組織せんとて趣旨書を作つたが、黨友に忠告されて中止したにも拘はらず、其事が偵奴の密告によつて暴露し、赤井は國事犯人として高等法院に廻され、審問の結果(十六年十二月)重禁獄九年の刑に處せられた事は前の條にも記したが、赤井は其刑に就き東京の石川島監獄に繋がれて居る中、十七年三月二十六日の夜、同囚たる松田克之(大久保利通暗殺事件の連累者)と共に破獄逃走し、途中兩人が乗つた人力車夫を生かして置いては發覺の恐ありとて、千住に於て其車夫を慘殺し、それより甲州の山中に隠れて坊主に變するなどの奇談があり、數ヶ月間巧みに逮捕を免れて居たが、終に同年九月十日、大井川の橋上で捕へられて死刑に處せられた著名な一件がある、此赤井が破獄した當時、政府の顯官は一方ならぬ大恐慌を起した、それは大臣暗殺を目的とした天誅黨の發起者が、巧妙に獄を破つて脱出し、剩さへ殺人の大罪を犯したのであるから、今度は死に物狂ひに獅子奮進の勇を振つて、我々の首をねらふに違ひないと想像したからであつた、そこで全國

の警察部に嚴命を下して速かに捕縛せよ、費用はイクラかゝつても構ふ所でない、例の自己防衛で莫大の臨時支出金を惜氣もなく使つたのである、先づ第一に赤井の寫眞を複製すること五千枚で、それを全国の警察官に交付して偵察用とし、次に全国の警察部に於て臨時に數百名の密偵を雇ひ入れしめ、それを要所々に派遣したのであつた、其總費用は少くも三十萬圓以上五十萬圓位かゝつたであらう、此事は編者が當時見聞した所であるが、尙當時の新聞に出た記事を左に抜記して参照とする

○探偵入費 警視廳にては去月二十七日石川島の監獄署を脱走せし赤井景韶を探索捕縛の爲め支出されたる入費は一昨日までに四千圓を要し尙ほ昨日千圓を支出された由なるが僅か十日間の探偵費にして五千圓の巨額に上るとせば一年も知れずに居たなら大した入費の掛るならん何しろ早く捕へたいものです (十七年四月五日『繪入自由新聞』第四百六號所載)

○探偵嚴密 赤井景韶の破獄逃走後は其筋の探偵頗る嚴密にて同人の郷里に接近する新潟縣北蒲原郡坪谷村及び大谷村等を通行する旅客は一々之を取調らるゝ由なり其探偵方は或は商賈に扮し或は旅人に装ひ居らるゝとぞ又大阪府にては探偵方を梅田停車場などへ晝夜一兩名づゝ絶えず派出せしめ置き往來の乗客に就き赤井の寫眞と照し合して頻りに注意せしめらるゝといふ

(十七年五月八日『繪入朝野新聞』第三百八十二號所載)

遁竄半ケ年間の生活狀態

同十七年十月十日頃の二三の新聞に左の如く載つて居る

國事犯人赤井景韶氏を隠匿せしとの嫌疑にて山梨縣下南都留郡寶村の人々が同郡谷村警察署へ拘引せられし由の詳報に據るに本年三月下旬陰曆の節句の日にやありけん山梨縣下南都留郡寶村の大幡學校へ年紀約そ廿五六とも覺しき書生風の壯夫偶と訪ひ來り生は信州の人にて佐藤由藏といふ者なるが今東京よりして歸る途中盤纏盡き果てゝ殆んど困却せり願ふは授業生にても御用ひありたしと折入つての頼みに同校長林信璋氏は元來愛知縣の人にてかねて客を好む質なれば困却とあるからは先づ兎もあれ兩三日拙者方へ滞留あれと快く肯はれしにぞ佐藤の喜び一方ならず其儘同校に足を駐めて授業生となり約そ一ヶ月許りも居たりしが何か思ふよしやありけん同村内に廣教寺と云へる曹洞宗の大寺あるをきゝて佐藤は同寺へ入門し僧とならんことを林氏に請ひたりしより林氏も去る志のあることならばとて同村安田信賢天野清左衛門武井深前田明和等の諸氏と謀りて遂に該寺の徒弟に周旋したりさて佐藤は名を舉龍と改め二ヶ月ばかり居たりしが住職鷹島智舉は一日舉龍に告げて若し久しく本寺に居らんとならば籍なくては不都合ならんと當初舉龍が告げたりし信州某郡村役所

へ其照會に及びたるに豈に圖らん本村には左るものなきよしの回答に鷹島も訝かしく思ひ殊に其れより意を注げば言語も信州語とは思はれず奥州訛に似てあるにぞこは何か仔細のある人ならん斯る者を留置きて後日奈何なる累ひの出で來んも知るべからず如し今にして之を逐はんにはと何となく暇をやりしかば擧龍は大に困じ果てし様子にて更に同村なる岩村斌武井峯松の兩氏へ依頼し生も聊か漢學の心得はあれば教授にてもなして暫く世を送らんと思ふなり何卒同志を集め給はれよとのこゝに兩氏は容易く承引して柴田豊吉高部藤平の兩氏を語らひ四人にて同村安田勇吉なる者の宅を借受け日夜書を読み時事を談じ斯くてあること又一月許りとなれり然るに擧龍の佐藤は偶々思ひ立つ事ありしにや去る八月八日の夜諸氏に暇を吾げて何所ともなく該村を發足し其の後何の沙汰もなかりし處去月十九日に至り大幡學校の教頭林氏の所用ありて谷村まで赴かれし途中突然巡查の爲に捕へられ其儘谷村警察署へ拘引されたり其翌日に至り同署巡查三名寶村の戸長同伴にて廣教寺大幡學校並に岩村斌武井峯松安田勇吉等の家宅を搜索し佐藤が書したる書類等を悉皆差押への上又も鷹島智拳岩村斌の兩氏を拘引されたり而して其翌日に至り國事犯罪人隱匿の證人として安田信賢天野淺左衛門前田明和武井峯柴田豊吉高部藤平安田勇吉渡邊要太郎及び同村金井學校教頭野々山昌義等の諸氏谷村警察署へ召喚になりしかば一同は大に驚き何事ならんと思ひの外右は國事犯脱獄者赤井景韶を隱匿せし者とのことにて林信璋氏は國事犯共謀者とも認められしにや同二十日の如き午前

九時頃より午後十時までも訊問せられ其他の諸氏も亦た夫々訊問せられたるが中にも岩村斌武井峯松の兩氏はかねて自由主義をとり同地にて熱心の聞えある人なれば嫌疑も自ら深く家宅搜索の際武井氏より北都留郡富濱村なる安藤好策氏へ送りたる文書の草稿を差押へられ其書中に頗る活潑悲壯の語ありとて嚴密に取調べられし由されど同氏は勿論其他岩村鷹岩林等の諸氏も全く右の佐藤の赤井氏なること知りて留めおきたるならねば警官も漸くかくと認められしか此程何れも責付になりて歸宅を許されたりと

破獄逃走殺人としての判決文

前掲の松田克之と赤井景韶が脱獄逃走し、克之は翌日捕縛されたが、景韶の行方が不明なので在朝の顯官連は暗殺を恐れて戦慄し、嚴重探索せしめた結果、大井川橋上に於て捕縛した一件である、後の東京電氣局長井上敬次郎は『近事評論』編輯人として二年の重刑に處せられ、尙罰金不納のため五百日間禁錮の換刑處分を受けて居るうち相交際したのである（予の編輯『文明開化』裁判篇）

宣 告

石川縣加賀國金澤區芳齋町十一番地

士族吉岡正吉郎方同居平民無職業

六〇
被告人 松田克之 三十年五年

新潟縣越後國頸城郡高田木築町十九番地

士族無職業

被告人 赤井景韶 二十五年十月

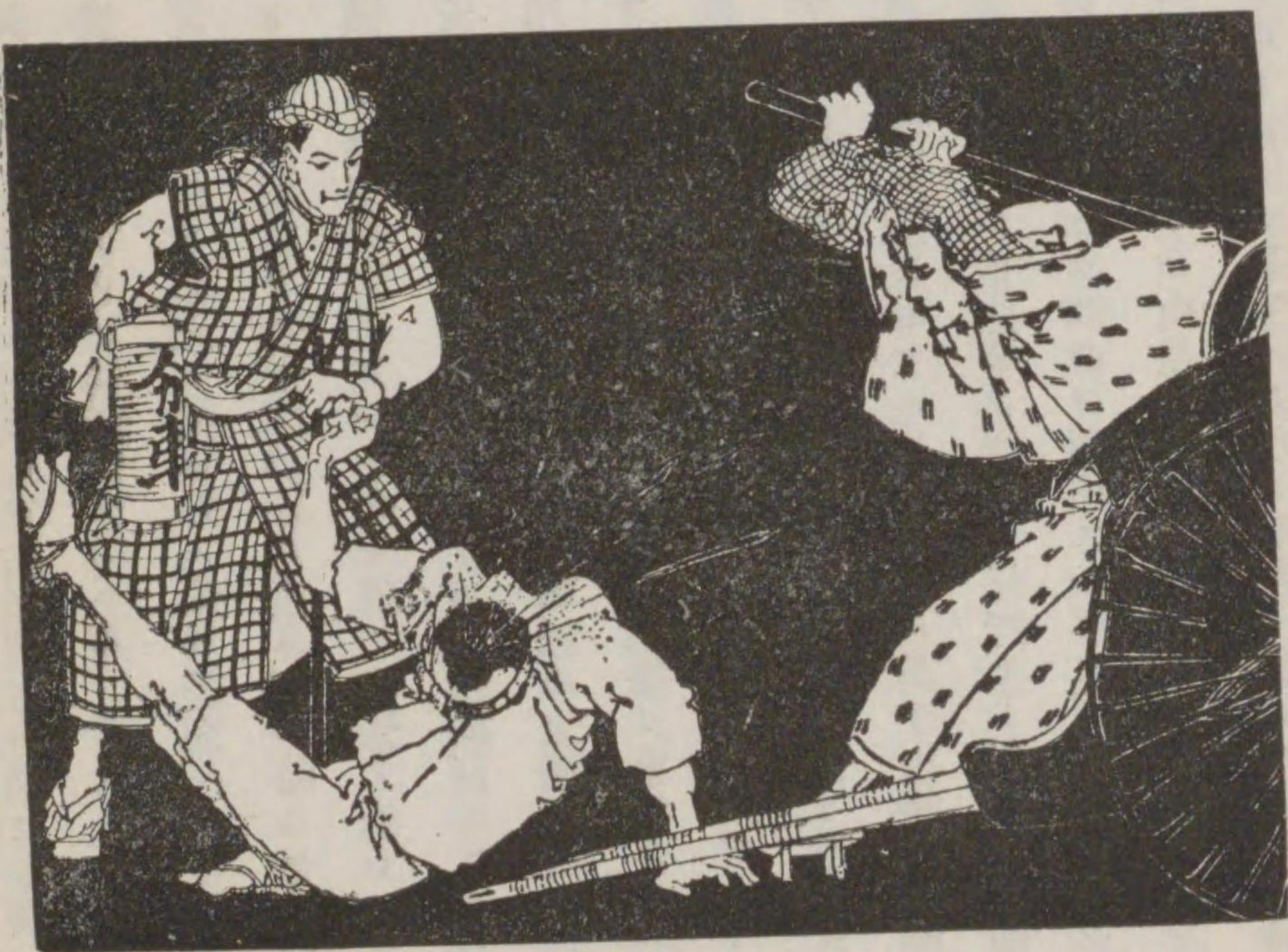
東京府京橋新看町十番地正明方止宿

熊本縣肥後國熊本區草葉町士族匡養子無職業

被告人 井上敬次郎 廿三年十一月

右松田克之赤井景韶が窃盜脱監逃走謀殺氏名詐稱及井上敬次郎が逃走囚徒隱避犯等ノ被告事件ハ檢察官ノ公訴ニ因リ審問ヲ遂グル處被告人松田克之ハ明治十一年七月廿七日大審院ニ於テ故大久保參議殺害事件ニ關スル科ニ因リ除族ノ上禁獄終身赤井景韶ハ明治十六年十二月十七日高等法院ニ於テ國事ニ關スル犯罪ニ因リ重禁獄九年ニ處セラレ俱ニ石川島監獄署内ニ在テ服役中克之ハ脱監ノ素志ヲ抱キ景韶ヲ挑發シ終ニ其意氣投合シ明治十七年三月初旬該署鍛冶工場ニ在ル鐵棒丸角二本並ニ物置庫ニアル衣服各一枚宛取出シ監倉ノ床下ニ隱シ置キ而テ同月廿六日午後三時頃景韶ト共ニ室内流シロナル錠ノバネヲモギ斷チ其心ヲ空ニシテ嵌置キ其夜ハ同囚河野廣中數名克之ノ室ニ談話シ九時ニ至リ一同寢牀ニ就キシヲ視床下ノ鐵棒ヲ取出シ看守ノ透ヲ覗ヒ流シロケ脱出シ洗湯場ノ裏ノ

牆ヲ踰海岸ニ出テ爰ニテ克之ハ獄衣ノ内襦袢一枚ノミヲ殘シ其他ハ景韶ト俱ニ悉ク之ヲ投ケ棄テ前ニ取出シ置キタル衣服ト着換ヘ豫期ノ暗夜且干潮ニ乘シ徒歩佃島ニ渡リ小舟ヲ搜シ得テ對岸即チ京橋區築地明石町ニ達セシモ元ヨリ一錢ノ所持金アルニアラス因テ景韶ガ同志ノ者越後高田ノ加藤貞明鈴木昌司鳥井和邦等ニ依頼セント其宿所日本橋區本銀町旅人宿越後屋十右衛門方ニ赴ク途中鐵砲洲通りニ於テ當時氏名不知深川區相川町七番地平民人力車挽宇田川三次郎ガ二人乗ノ空車ヲ挽キ來ルニ會ヒ即チ本銀町迄金拾五錢ト約シ克之景韶ト合ヒ乘シ翌廿七日午前一時頃越後屋ヲ看認メ景韶車ヲ下リ其表戸ヲ叩キ頸城ノ者ナリト稱シ加藤貞明ニ面會ヲ求メン處折節横濱ニ赴キシ迎不在ヲ答ヘ以テ戸ヲ開カ



明治十八年六月十日繪入自由新聞

ズ依テ景韶カ實弟新村金十郎ヲ其寓所本郷區龍岡町廿二番地旅人宿築地幸右衛門方ニ訪ヒ金調セント同所迄ノ車代合金四十錢ト定メ龍岡町ニ到リ景韶ハ車ヲ下リ又其表戸ヲ叩キ井上平三郎ナリト詐稱シ金十郎ニ面會ヲ求メ而シテ戸内ニ入レリ克之ハ車ニ残り車夫ト共ニ外ニ俟ツ景韶ハ金十郎ニ脱監逃走ノ實ヲ告ケ以テ金四十錢ト麻裏草履一足トヲ貰ヒ立出ツ金十郎戸外ニ送り來ル時ニ景韶回顧シテ云ク今生ノ面會或ハ是レ限りナラン隨分勉強シテ將來立ツ所アレト金十郎モ亦答テ弟不肖且ツ幼年ナリト雖モ他日必ズ國家ニ盡竭スベシ請フ安心アレト言終テ同胞ノ情互ニ悽然訣別セリ左レドモ目的ノ金圓タル僅ニ乗車ノ代ニ過ギザルヨリ殆ンド困却シ於是最前獄裏ニ相識ル京橋區新肴町十番地林正明方ニ止宿スル熊本縣士族井上敬次郎ヲ尋ネ尙ホ調金依頼ニ及バント前後ノ車賃合金七十錢ト極メ復タ合ヒ乗シ車ヲ京橋ノ方ニ向ケサセタリ然ルニ鐵棒ハ初メ乗車ノ際ヨリ車夫ニ認メラレマジト二人均シク注意シ之ヲ懷裏ヨリ股間ニ堅テ隠シ居タル處景韶ガ金十郎ヲ訪フニ當リ車上ニテ竊ニ之ヲ克之ニ返セリ先是車夫ハ筒袖ヲ脱ギ克之ガ股間ニ挿入レタル事アリシニ其手指鐵棒ニ觸レタルノミナラズ面アタリ景韶兄弟ガ訣別ノ情況ヲ目撃シ頗ル克之等ノ舉動ヲ怪訝セシ模様アリ顧慮スルニ今又夜中ヲ過キ敬次郎ヲ訪ヒシ迎彼モ亦貞明昌司ガ如ク面會ヲ謝絶スルヤモ測リ難シ果シテ然ラハ即時車代ニ差支ヘ車夫ノ爲メ必ズ密告セラル、事アラン由是觀之到底車夫ヲ活シ置テハ大事露顯ノ慮アリ寧ロ殺害シテ其口ヲ絶ツニ如カズト車上竊カニ景韶ニ耳晤ス景韶一儀ニモ及バズ仕方

無イヤル可シト決シ克之車夫ニ向ヒ千住ノ縁家ニ要用アリ銀座ノ方ハ之ヲ後ニシ先ヅ千住ニ挽キ行クベシ車賃ハ充分之ヲ取ラス可シト甘言相欺キ則チ道ヲ轉ゼシメシニ小塚原ニ由ラズ却テ山下通りヲ馳セ人家連接ナルヲ以テ手ヲ下スニ由ナク而シテ千住ノ大橋ヲ渡リ行ク事尙ホ一里ニテ人家漸ヤク隔リ右折シテ松戸街道流山最寄(南足立郡彌五郎新田字麴耕地)ニ到リ車ヲ下リ克之云ク縁家近キタリ徒步シテ行ント車夫モ亦最早天明ヲ俟テ行カント請フ克之等モ宜ト答ヘ却テ車夫ノ心ヲ安カラシメ此際鐵棒ノ丸キ方ヲ復景韶ニ授與セリ時ニ廿七日午前四時頃ナリ景韶ハ車夫ノ提灯及ヒ煙管ヲ借り喫烟セント爲シ克之ハ且話シ且歩シ車夫ガ僅カ一二歩先チシ機ヲ透サス懷裏ノ鐵棒ヲ抽テ背後ヨリ力ヲ極メ頭部ヲ撃ツ車夫ハ該一撃ノ下ニ聲ヲモ發セス絶倒シタリ克之景韶前後相續テ其左右顛頂骨及ビ後頭骨左縫部等ヲ亂打シ遂ニ死ニ到ラシメ之ヲ路傍ノ田中ニ投棄シ再ヒ東京ニ返リ調金スベシト景韶乗車シ克之挽ケトモ轉輪意ノ如クナラス故ニ克之代テ客ニ擬シ其單衣ヲ脱シ景韶ノ袴ト着換ヘ景韶ノ麻裏草履ヲ穿テ乗車シ景韶ハ其交換セン單衣ノ上ニ車夫ノ殘シタル筒袖ヲ着シ以テ車夫ニ裝ヒ二三町ヲ挽キ來レドモ天明ニ及ヒ車(千住二丁目平民石川磯右衛門ノ所有地ナル字四丁目住邊)ト鐵棒二個ハ之ヲ(一ハ千住三丁目平民横山宇太郎居宅脇生垣ノ根一ハ千住五丁目七百二十九番地平民荒木惣次郎前ノ下水中ニ)打捨テ千住ノ町境ニ於テ憲兵ニ誰何セラレシモ克之ハ水戸ノ貧書生也東京ニ至ル旨云々程好ク言紛ラシ而テ同町端ニテ客待セシ人力車ヲ得景韶克之下合乘シ京

橋ニ向ヒ大橋ヲ經過スルニ當リ景韶ハ前ノ車夫ガ遺留セシ筒袖ト克之ガ着來リシ襦袢ノ獄衣ヲ合セテ橋下ニ投棄シ同日午前六時頃京橋區新肴町ニ井上敬次郎ヲ訪ヒ克之ハ詐テ杉村虎一ト稱シ面會シ逃走ノ情ヲ明シ景韶ハ形容ノ醜キヲ告ゲ現場ニ於テ衣類並下駄ヲ處望シ且調金ヲ依頼シ銀座一丁目九番地鶏肉屋今廣方ニ到リ喫飯セリ姑クシテ敬次郎金三圓ヲ調來リ景韶ニ授與セシニ景韶ハ之ヲ少數也トシ更ニ敬次郎ニ囑シ前ノ越後屋ニ赴キ加藤貞明鈴木昌司等ニ面會調金ノ事ニ及ヒ友人宮部襄小勝俊吉カ住所ノ聞合ヲ依頼シ同日夕神田鶏肉屋今金方ヲ期シテ相別レ克之景韶ハ今廣ヲ出テ南横町海水浴場所在ノ家ニ轉シテ一席ヲ借り終日前途ヲ計畫シ克之ハ越後高田ニ景韶ハ加州金澤ニ各自潜匿ノ見込ヲ爲シ景韶ハ克之カ爲メ井上平三郎宛ノ書翰ヲ作り且金一圓ヲ分配ス既ニシテ日暮ト爲リ五ニ路ヲ異ニシ今金ニ到レハ敬次郎モ亦約ノ如ク來會シ貞明昌司カ無情ナル様子金談不行届ノ顛末ヲ告ケ三人俱ニ喫飯シテ同所ヲ立出テ學習院ノ門前ニ於テ克之ハ強テ敬次郎ノ着シタル羽織ヲ所望シ之ヲ着シ相別レ下板橋ニ到リ疲勞甚キヲ以テ石川縣北郡金岩町十二番地鍛冶職野村時次郎ト詐稱シ同所安泊松村ミネ方ニ投宿ノ所即夜巡查ニ取押ヘラレタリ景韶ハ常盤橋邊ニテ敬次郎ニ別レ同夜内藤新宿ニ到リ長野縣信濃ノ國飯山ノ平民佐藤由藏ト詐稱シ氏名不知安泊ニ一泊シ翌二十八日同所ニ於テ莞菴一枚笠一蓋ヲ購求シ頓ニ形容ヲ變シ徒步シテ廿九日ニ至リ路金既ニ盡キ喫飯スル事能ハス漸ク郡内ニ着シ茶店ニ憩ヒ山梨縣南都留郡寶村ノ内大幡組大幡學校雇教員ニテ愛知縣士族林信

章ナル者ハ交際粗廣ク時トシテ書生體ノ者尋訪スル趣ヲ聞キ乃チ飯山平民佐藤由藏ト稱シ信章ヲ訪ヒ數日間寄食セシモ往々困窮ノ餘リ僧侶ト爲リ一時ヲ凌キ生活セント信章ニ頼リ同村曹洞宗廣教寺住職鷹島智舉カ法弟ト成リ剃髮シテ名ヲ舉龍ト改メ姑ク該寺ニ在リ其後同村岩村斌等ノ周旋ニテ安田勇吉方ニ寓シ二三日ノ生徒ニ教授シ數週日ヲ經過スル中其形跡ノ發露セン事ヲ慮リ明治十七年八月十四日同所ヲ辭シ更ニ飯山平民山田賢治ト稱シ靜岡縣下ニ到リ其翌九月八日島田驛清水綱義ヲ訪ヒ滯留二日ニシテ十日ニ至リ遠州濱松ニ赴カント欲シ綱義ニ告別ス綱義モ亦川向ニ所用アル旨ヲ以テ同日午後二時頃同伴シテ大井川橋際ニ係リシ時忽チ警察官ノ爲メニ捕縛セラレタルモノナリ被告人井上敬次郎ハ明治十三年十一月八日新聞條例違犯ノ科ニ因リ東京裁判所ニ於テ禁獄二年罰金五百圓ニ處セラレ石川島ニ入獄シ同十七年三月廿二日滿期放免ノ身ト成リ京橋區新肴町十番地林正明(舊近事評論共同社長)方ニ歸リ來ル前一夕松田克之赤井景韶其他數名ノ者ト留送別ノ意ヲ寓スル爲メ監中ニ團欒シ豆若クハ芋類ヲ喫シ互ニ多年鐵窓下ノ情誼ヲ談話シテ相別レタリ然ルニ其廿七日早天尙ホ寢牀ニ在リシニ克之ハ杉村虎一ト僞名ヲ通シ面晤ノ上其脫監逃走ノ情ヲ容レ且ツ景韶カ所望ニ任セ衣類一枚ト下駄一足ヲ與ヘ更ニ克之景韶ヲ寓所脇ノ小路ニ誘致シ速カニ府外ノ地ニ潜伏スヘキ旨懇懇スルノミナラス剩ヘ景韶ヨリ調金ノ依頼ヲ受ケ乃チ後刻銀座一丁目鶏肉屋今廣方ニ會セシ事ヲ約シ相別レ而テ直チニ芝區兼房町川松方ニ止宿スル三輪正次ナル者ヲ訪ヒ金三圓ヲ借り受ケ

今廣ニ到リ景韶ニ授與セシ處景韶ハ其額ノ僅少ナルカ爲メ更ニ日本橋區本銀町越後屋十右衛門方ニ止宿スル同縣人加藤貞明鈴木昌司等ニ就キ調金セン事ノ依頼ヲ爲シタルニ之ヲ諾シ同日夕ヲ以テ神田ノ鶏肉屋今金方ニ再會ヲ期シテ相別即日午前越後屋ニ赴キ昌司ニ面晤シタルモ景韶カ事ニ就テノ相談トナラハ貞明モ俱ニ一切謝絶スル旨答フルヨリ詮方ナク空シク歸リ來リ日暮ヲ待チ約ヲ踐ミ今金ニ到リ克之景韶ニ面會シテ昌司等カ接遇ノ薄キ事ヲ告知シ小酌後俱ニ同所ヲ立去リ錦町學習院門前ニ於テ所着ノ木綿羽織ヲ脱シ之ヲ克之ニ與ヘ爰ニテ克之ニ別レ常盤橋邊ニ來リ又景韶ニ相別タル顛末ナリ

其事實ハ當公判廷ニ於テ朗讀シタル川畑典獄通牒書看守和久井鏑治ノ手續書新村金十郎カ豫審調書廣教寺住職鷹島智舉武井深等ノ訊問調書證人三田眞五郎亡字田川三次郎妻シン醫師猪狩精等ノ證言及ヒ被告人克之景韶敬次郎カ任意ノ自白并ニ一箇ノ鐵棒草履等ニ徴シ即チ竊盜脫監逃走謀殺氏名詐稱兇徒隱匿等重輕罪犯ノ證憑充分ナル者ナリ

法ヲ案スルニ被告人克之景韶カ所爲タル俱ニ刑法第四百二十二條第二項第二百九十二條第三百六十六條第三百六十九條第九十二條及ヒ明治十五年警視廳甲第三號達違警罪目追加十九ニ該當スルモ數罪俱發ニ係ルヲ以テ同法第百條第百一條ニ照シ一ノ重キ第二百九十二條謀殺ノ罪ニ依リ克之景韶ハ共ニ死刑ニ處ス而シテ被告人井上敬次郎カ所爲ハ刑法第五百一十一條ニ當ルヲ以テ同條及ヒ同第六十六

條第七十條ニ依リ輕禁錮一年三月ニ處シ罰金二圓五十錢ヲ附加ス

犯罪ノ用ニ供シタル鐵棒二箇ハ監獄署ニ還附ス

明治十八年六月九日東京重罪裁判所公廷ニ於テ檢事東野秀彥立會宣告ス

裁判長判事	北代正臣
陪席判事	和田收藏
同判事	木村喬一郎
書記	眞山綾人

斯くて主犯兩名ハ判決不服として大審院へ上告したが、僅に一ヶ月後の同年七月九日に棄却の言渡があり、同月二十六日死刑を執行されて此世を去つた

遺族の母は明治三十九年信州で死し、妹は他へ嫁したが母よりも十五年前に死し、姪のケイ(十四歳)は明治四十年春頃、越後國中頸城郡板倉村字宮島で乞食して居ると其頃の新聞紙に見えた



昭和六年十二月二十二日印刷
昭和六年十二月二十六日發行
昭和七年一月一日形式上頒布

隨題隨記隨刊
甲乙篇十册內
定價金三圓也

東京市本郷區龍岡町十五番地
編輯兼發行者 半狂堂主人 (宮武) 外骨
東京市小石川區柳町二十四番地
印刷者 近藤印刷所 近藤秋治

(製複禁)

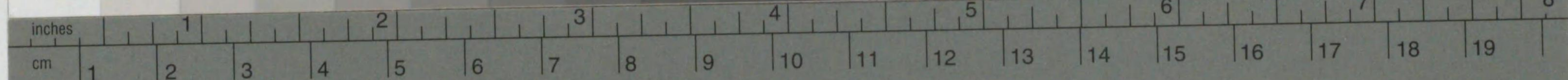
平江

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

